

長 生 村

第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年

長 生 村

村長挨拶



近年、急速な少子化の進行とともに、核家族化、共働き世帯の増加など、子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域における人間関係の希薄化が顕著となっており、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなってきています。

このような社会情勢の中、本村では、平成27年に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の量の拡充や質の向上を進めてきました。また、平成31年4月から、従来の「学校教育課」を「子ども教育課」に名称変更し、子どもに対する業務を統合するとともに妊娠期から出産、保育所、小学校、中学校と切れ目のない子育ての支援・連携の強化を図ってまいりました。

村の人口は減少傾向にあり、子どもの数も年々減っていくことが予測されます。しかし、結婚・出産後も働き続ける女性の増加に伴い、低年齢のうちから、村の保育所に入所する子どもは増えてきています。村の保育所においては、子育て家庭が、安心して子育てと仕事との両立ができるような安全で安心な保育環境づくりとともに、子ども同士と一緒に遊び共に学び育つ場としての教育内容の充実が求められており、全ての子どもを対象とした質の高い幼児教育を目指していきます。

子どもたちが笑顔で成長し、全ての家庭が安心して子育てができる喜びを感じられるために、「健やかで安心な子育てができるまち 長生」の実現に向け、この計画に取り組んでいきたいと考えます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました長生村健康づくり推進協議会の皆様には、1年以上にわたり貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、事前に実施いたしましたニーズ調査にあたり、計画の基本となるご意見をいただきました住民の皆様並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

長生村長 小高 陽一

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 序 論 | 1 |
| 第1章 計画の策定にあたって | 3 |
| 第1節 計画策定の背景 | 3 |
| 第2節 子ども・子育て施策の動向について | 3 |
| 第2章 計画策定の基本事項 | 4 |
| 第1節 計画の位置づけと期間 | 4 |
| 第2節 計画の策定方法 | 6 |
| 総 論 | 7 |
| 第1章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題 | 9 |
| 第1節 長生村の概況 | 9 |
| 第2節 教育・保育の状況 | 14 |
| 第3節 家庭・地域の状況 | 17 |
| 第4節 ニーズ調査結果からみた村の課題 | 20 |
| 第2章 計画の基本理念及び施策の展開 | 24 |
| 第1節 子ども・子育ての基本理念 | 24 |
| 第2節 基本目標及び施策の体系 | 25 |
| 各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業 | 27 |
| 第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要 | 29 |
| 第1節 子ども・子育て支援制度の概要 | 29 |
| 第2節 教育・保育提供区域の設定 | 31 |
| 第2章 量の見込みと提供体制 | 32 |
| 第1節 量の見込み算定に関する留意事項 | 32 |
| 第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制 | 35 |
| 第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 | 38 |
| 各論Ⅱ 子ども子育て支援施策〔次世代育成支援対策地域行動計画〕 | 51 |
| 第1章 地域における子育ての支援 | 53 |
| 第1節 子育て支援のネットワークづくり | 53 |
| 第2節 児童の健全育成 | 54 |
| 第3節 経済的支援の充実 | 56 |
| 第2章 子どもと母親の健康の確保及び増進 | 58 |
| 第1節 子どもと母親の健康の確保 | 58 |
| 第2節 食育の推進 | 61 |
| 第3節 思春期保健対策の充実 | 62 |
| 第4節 小児医療の充実 | 63 |
| 第3章 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備 | 64 |
| 第1節 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 | 64 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第2節 家庭や地域の教育力の向上..... | 67 |
| 第3節 次世代の親の育成..... | 69 |
| 第4節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進..... | 70 |
| 第5節 子どもの権利づくりの推進..... | 71 |
| 第4章 子育てを支援する安全な生活環境の整備..... | 72 |
| 第1節 安心して子育てのできる生活環境の整備..... | 72 |
| 第2節 子どもの安全を確保するための活動の推進..... | 74 |
| 第5章 仕事と家庭の両立の推進..... | 75 |
| 第1節 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等..... | 75 |
| 第2節 仕事と子育ての両立の推進..... | 76 |
| 第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進..... | 77 |
| 第1節 児童虐待防止対策の充実..... | 77 |
| 第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進..... | 78 |
| 第3節 障がい児施策の充実..... | 79 |
| 各論Ⅲ 計画の推進..... | 81 |
| 第1章 計画の推進に向けて..... | 83 |
| 第1節 住民・関係機関との連携..... | 83 |
| 第2節 庁内における推進体制の充実..... | 83 |
| 第2章 計画の進行管理・点検について..... | 83 |
| 第1節 計画の進行管理..... | 83 |
| 第2節 計画の推進状況の公表..... | 83 |
| 資料編..... | 85 |
| 第1章 審議・策定経過資料..... | 87 |
| 第1節 長生村健康づくり推進協議会(子ども・子育て会議)設置条例..... | 87 |
| 第2節 長生村健康づくり推進協議会委員名簿..... | 88 |
| 第3節 策定経過..... | 89 |
| 第2章 法制度に係る資料..... | 90 |
| 第1節 子ども・子育て関連3法..... | 90 |
| 第2節 策定に係る法律..... | 91 |

序 論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

近年、急速な少子化の進行とともに、世帯規模の縮小・核家族化、共働き世帯の増加など、子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域における人間関係の希薄化が顕著となっており、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなってきています。

このような社会情勢の中、安心して出産・子育てができる社会、そして、子ども自身が地域の中で心身ともに健やかに成長できる社会を目指し、行政や民間事業者も含めた社会全体が子ども及び子育て世帯を支援できる体制の整備が求められています。

第2節 子ども・子育て施策の動向について

平成24年、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す制度です。

本村では、平成21年度に1市5町1村で策定した「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を引き継ぎ、「長生村子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」とします）を策定しました。

第1期計画策定後、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年に「子育て安心プラン」が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されています。また、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」の閣議決定を踏まえ、令和元年10月から、3～5歳までの全ての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されることとなりました。

本計画は、第1期計画の期間満了及びこうした国の動向を踏まえ、本村における今後の子育て支援の方向性を定めるために策定します。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法的根拠と役割

「長生村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、子ども子育ての推進に関する事項として定められている、以下の事項について記載します。

- ① 区域の設定
- ② 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

また、次世代育成支援対策推進法の第8条で定める「市町村行動計画」としても位置づけ、「長生村次世代育成支援行動計画」の考え方を本計画に継承します。

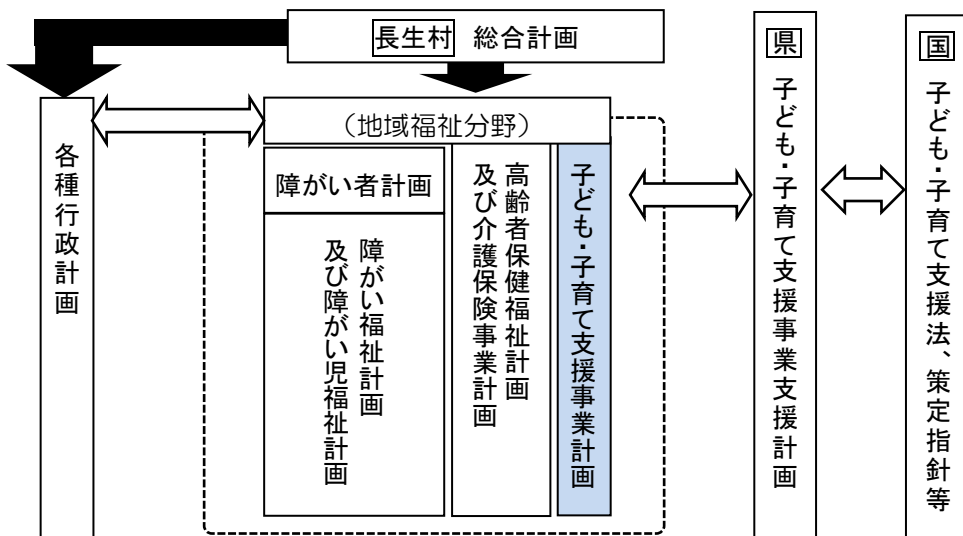
本計画でも同法に基づき、以下の事項について記載します。

- ① 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- ② 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

なお、本計画は、本村全体の子育て支援とも深く関わりを持つため、上位計画である「長生村総合計画」や、その他関連計画との整合、連携を図るものとします。

特に、障がい児支援の体制整備にあたっては、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との整合性を図るとともに、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

計画の関連イメージ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。また、令和4年度に中間見直しをし、計画最終年度である令和6年度に次期計画を策定します。

| 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | |
|----------------------|------------|------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|----------|
| 長生村 子ども・子育て支援事業計画 | | | | 長生村 第2期 子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | 次期 計画 |
| | | 中間 見直し | | 第2期計画 策定 | | | 中間 見直し | | 第3期計画 策定 | | |

第2節 計画の策定方法

(1) 計画策定の体制

1) 長生村健康づくり推進協議会(子ども・子育て会議)^{*}による検討

計画内容の検討に当たっては、条例に基づく会議において、全5回にわたる審議を行いました。

子ども・子育て会議

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして設置する会議。地方自治体では、地方版子ども・子育て会議として設置されており、本村では、健康づくり推進協議会が「子ども・子育て会議」を兼ねています。

2) 庁内組織による検討

庁内における策定期間中の検討組織として、子ども教育課に事務局を設け、素案の作成や関係組織との調整等を行いました。

(2) 村民意見・ニーズの把握と反映

教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするために、子どもの保護者を対象とするニーズ調査を実施しました。

平成31年1月に実施し、村内在住の小学校3年生以下の子どもがいる全世帯を対象に、村立保育所・小学校に在籍する子どもの保護者には保育所・小学校を通じて、それ以外の子どもの保護者には郵送で、配布・回収をしました。

就学前児童保護者については、384世帯(対象児童総数504人)に配布し、290世帯分を回収しました。小学生保護者については、263世帯(対象児童総数290人)に配布し、238世帯分を回収しました。

| 対象 | | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|-----|--------|--------|-------|
| 就学前児童 | 世帯数 | 384 世帯 | 290 世帯 | 75.5% |
| | 児童数 | 504 人 | 376 人 | 74.6% |
| 小学生 | 世帯数 | 263 世帯 | 237 世帯 | 90.1% |
| | 児童数 | 290 人 | 257 人 | 88.6% |

^{*}保護者の負担を考慮し、調査票は世帯で1票を配布。

^{*}小学生保護者調査票のうち、1票は無効票。

総論

第1章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第1節 長生村の概況

(1) 人口及び世帯の状況

1) 総人口と総世帯数

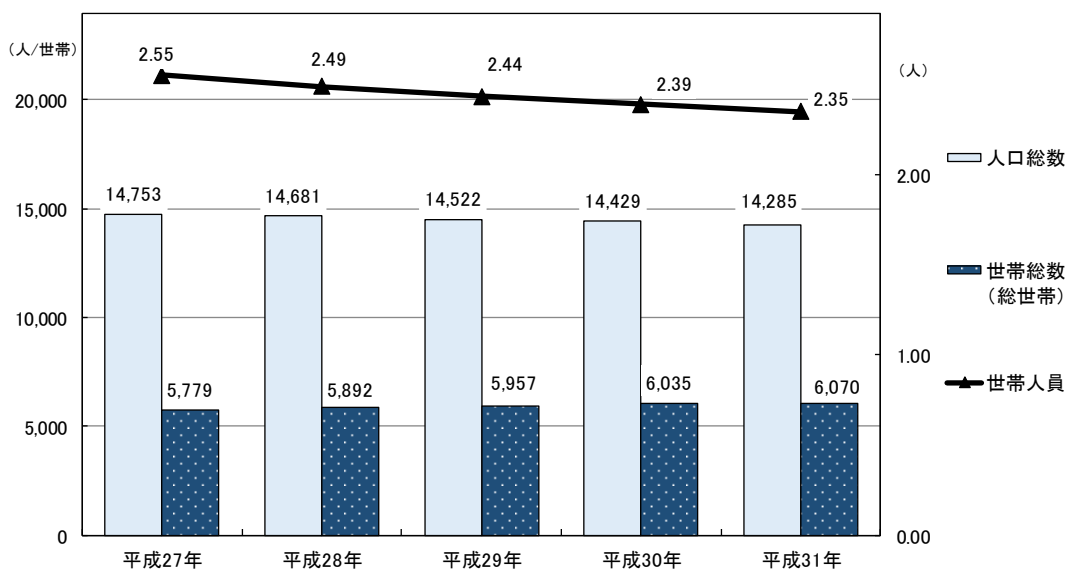
本村の総人口は、平成31年4月1日現在、14,285人となっています。

総人口が減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向にあるため、1世帯あたり人員は平成27年に2.55人だったものが、平成31年には2.35人と少人数化が進んでいます。

総人口と総世帯数の推移

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口総数 | 14,753 | 14,681 | 14,522 | 14,429 | 14,285 |
| 男性 | 7,285 | 7,261 | 7,203 | 7,171 | 7,126 |
| 女性 | 7,468 | 7,420 | 7,319 | 7,258 | 7,159 |
| 世帯数 | 5,779 | 5,892 | 5,957 | 6,035 | 6,070 |
| 1世帯あたり人員 | 2.55 | 2.49 | 2.44 | 2.39 | 2.35 |

資料：住民基本台帳※（各年4月1日）



住民基本台帳

氏名・生年月日・性別・住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもの。

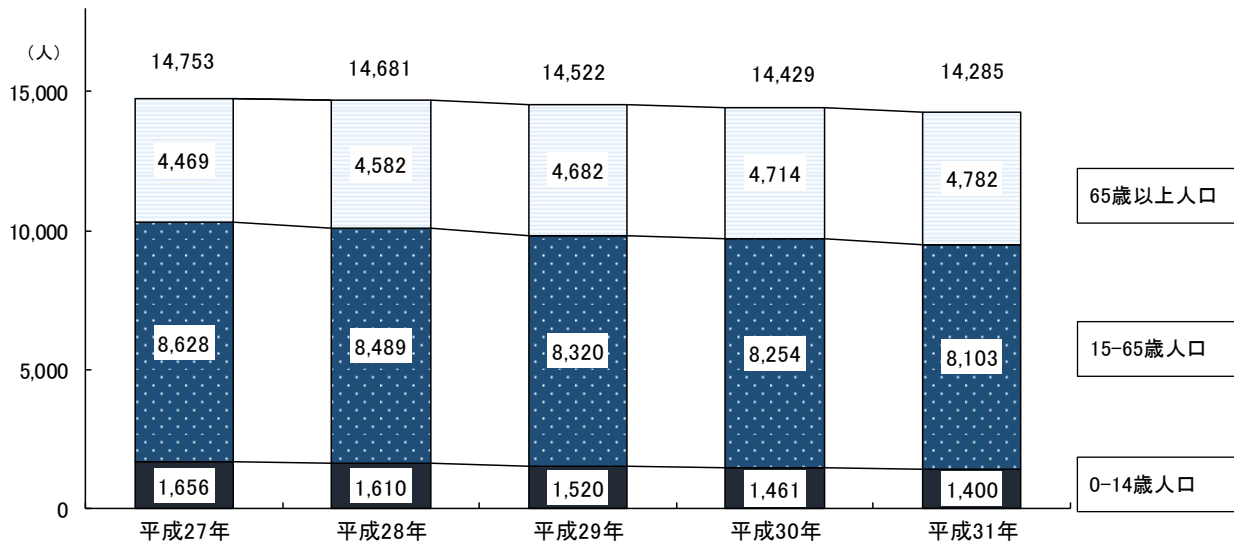
2) 年齢3区分別人口

本村の年齢3区分別人口は、平成31年4月1日現在、0～14歳人口が1,400人、15～64歳人口が8,103人、65歳以上人口が4,782人となっています。0～14歳、15～64歳の構成比は年々減少する一方で、65歳以上の構成比は上昇を続けています。

年齢3区分別人口構成の推移

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 14,753 | 14,681 | 14,522 | 14,429 | 14,285 |
| 0～14歳 | 1,656 | 1,610 | 1,520 | 1,461 | 1,400 |
| 構成比 | 11.2% | 11.0% | 10.5% | 10.1% | 9.8% |
| 15～64歳 | 8,628 | 8,489 | 8,320 | 8,254 | 8,103 |
| 構成比 | 58.5% | 57.8% | 57.3% | 57.2% | 56.7% |
| 65歳以上 | 4,469 | 4,582 | 4,682 | 4,714 | 4,782 |
| 構成比 | 30.3% | 31.2% | 32.2% | 32.7% | 33.5% |

資料：住民基本台帳（各年4月1日）



3) 子どものいる世帯の推移

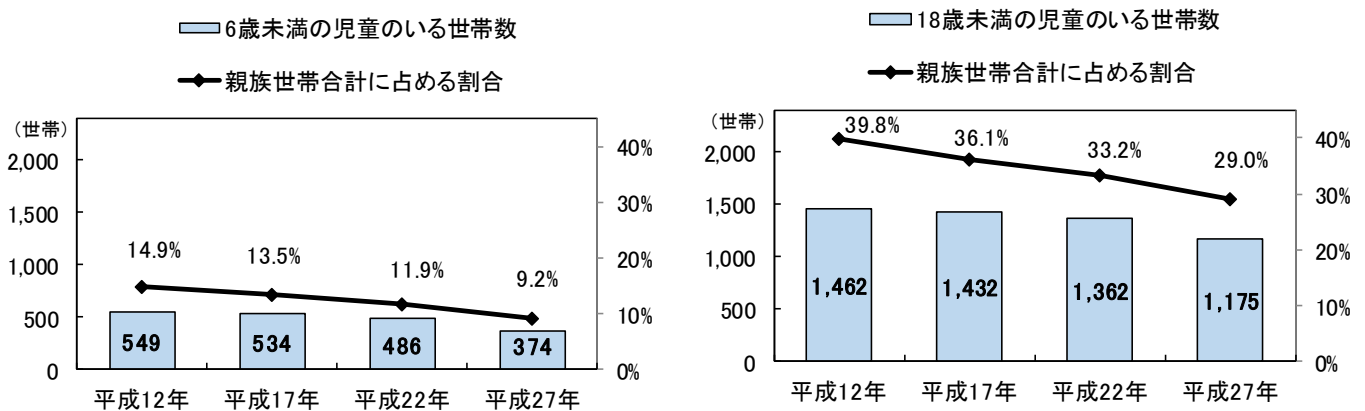
平成27年の国勢調査※によれば、本村の一般世帯（親族世帯）に占める子どものいる世帯の割合は、6歳未満の子どものいる世帯が9.2%、18歳未満の子どものいる世帯が29.0%となっています。本村の子どものいる世帯数・割合ともに年々減少しています。

親族世帯に占める類型別世帯構成の推移

| 区 分 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 一般世帯数（親族世帯）（A） | 3,674 | 3,967 | 4,099 | 4,057 |
| 6歳未満の子どものいる世帯（B） | 549 | 534 | 486 | 374 |
| B/A(%) | 14.9% | 13.5% | 11.9% | 9.2% |
| 核家族世帯（a） | 353 | 364 | 338 | 273 |
| a/B(%) | 64.3% | 68.2% | 69.5% | 73.0% |
| ひとり親世帯（c） | 11 | 15 | 15 | 11 |
| c/B(%) | 2.0% | 2.8% | 3.1% | 2.9% |
| その他家族世帯（b） | 196 | 170 | 148 | 101 |
| b/B(%) | 35.7% | 31.8% | 30.5% | 27.0% |
| 18歳未満の子どものいる世帯（C） | 1,462 | 1,432 | 1,362 | 1,175 |
| C/A(%) | 39.8% | 36.1% | 33.2% | 29.0% |
| 核家族世帯（d） | 879 | 923 | 930 | 854 |
| d/C(%) | 60.1% | 64.5% | 68.3% | 72.7% |
| ひとり親世帯（f） | 74 | 93 | 97 | 105 |
| f/C(%) | 5.1% | 6.5% | 7.1% | 8.9% |
| その他家族世帯（e） | 583 | 509 | 432 | 321 |
| e/C(%) | 39.9% | 35.5% | 31.7% | 27.3% |

資料：国勢調査（各年10月1日）

| | | | |
|-----|--------|------------|-------------|
| 世 帯 | 一般世帯 | A:親族のみ世帯 | I:核家族世帯 |
| | | | II:その他の親族世帯 |
| | | B:非親族を含む世帯 | |
| | C:単独世帯 | | |
| | 施設等の世帯 | | |



国勢調査 国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本国内に住んでいる全ての人と世帯を対象に5年ごとに行われる国の最も基本的な統計調査。

4) 未婚率の動向

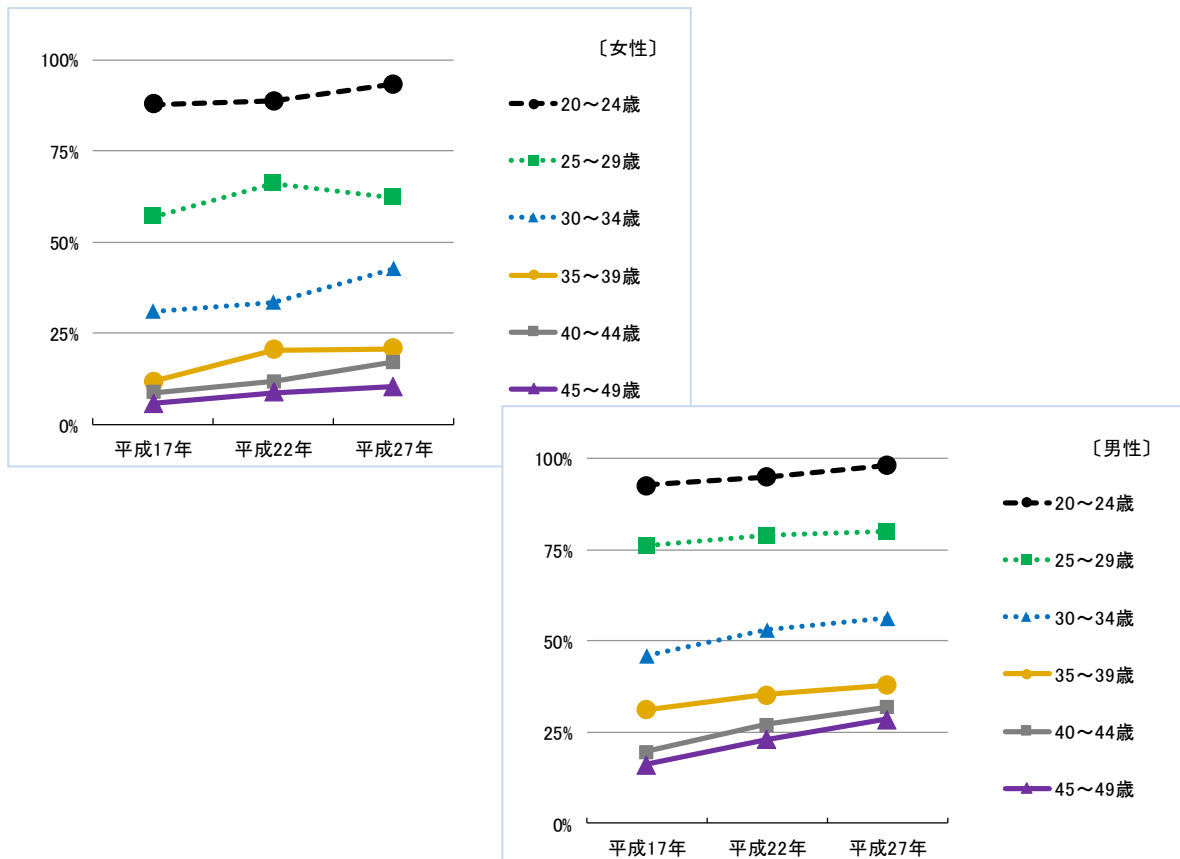
本村の20～49歳の未婚率※は年々上昇しており、特に30～49歳の年齢層では男女ともに平成27年の値は、平成17年と比べ男女ともに10ポイント程度の増加がみられます。

また、平成27年における千葉県・全国平均と比較すると、女性の35～49歳の年齢層は下回っていますが、それ以外の層では上回っています。

未婚率の動向

| 区分 | | 長生村 | | | 平成27年 (千葉県) | 平成27年 (全国) |
|----|--------|-------|-------|-------|----------------|---------------|
| | | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | | |
| 女性 | 20～24歳 | 87.8% | 88.6% | 93.2% | 89.8% | 88.0% |
| | 25～29歳 | 56.9% | 65.9% | 62.1% | 60.6% | 58.8% |
| | 30～34歳 | 31.0% | 33.3% | 42.7% | 34.3% | 33.6% |
| | 35～39歳 | 11.6% | 20.3% | 20.7% | 23.2% | 23.3% |
| | 40～44歳 | 8.7% | 11.6% | 17.0% | 18.4% | 19.0% |
| | 45～49歳 | 5.6% | 8.6% | 10.2% | 14.8% | 15.9% |
| 男性 | 20～24歳 | 92.9% | 95.1% | 98.3% | 92.1% | 90.5% |
| | 25～29歳 | 76.3% | 79.0% | 80.2% | 70.9% | 68.3% |
| | 30～34歳 | 45.9% | 53.0% | 56.4% | 46.7% | 44.7% |
| | 35～39歳 | 31.2% | 35.2% | 38.0% | 35.6% | 33.7% |
| | 40～44歳 | 19.7% | 27.2% | 31.9% | 30.7% | 29.0% |
| | 45～49歳 | 16.2% | 23.0% | 28.6% | 25.8% | 25.1% |

資料：国勢調査（各年10月1日）

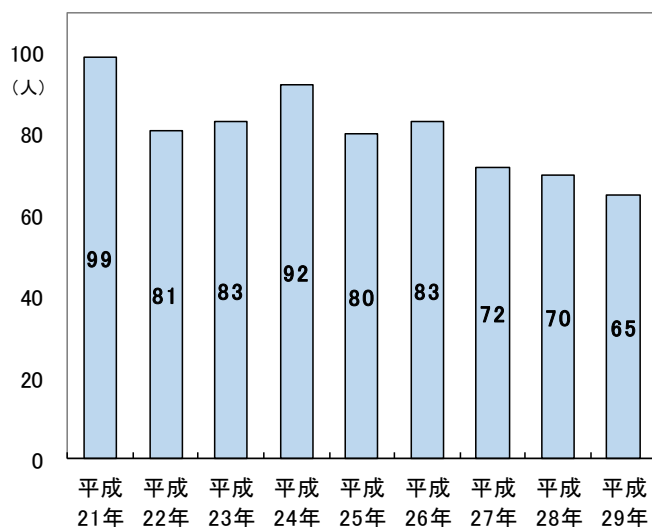


未婚率 男女別各年齢層の人口総数に対する未婚者の割合。

5) 出生数・出生率

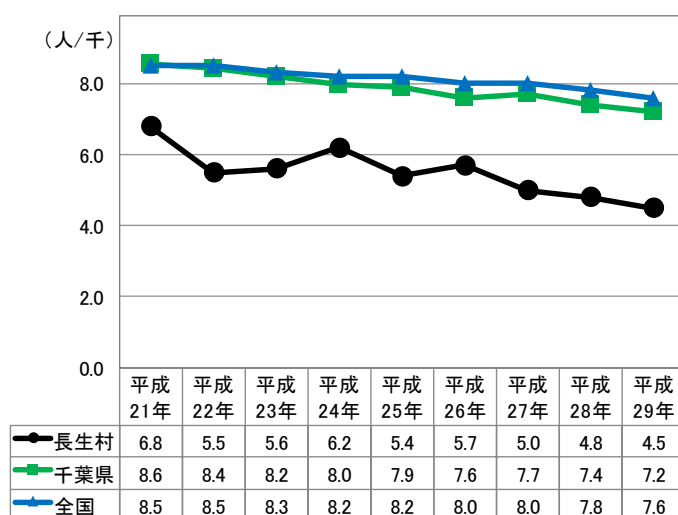
本村の出生数は、減少傾向が続いており、人口千人に対する出生率についても低下が続いています。一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す合計特殊出生率については、千葉県は1.3人台、全国は1.3～1.4人台で推移していますが、本村では平成24年に一時的に1.30になったものの、1.0～1.2人台と千葉県・全国値を下回る値で推移しています。

出生数の推移



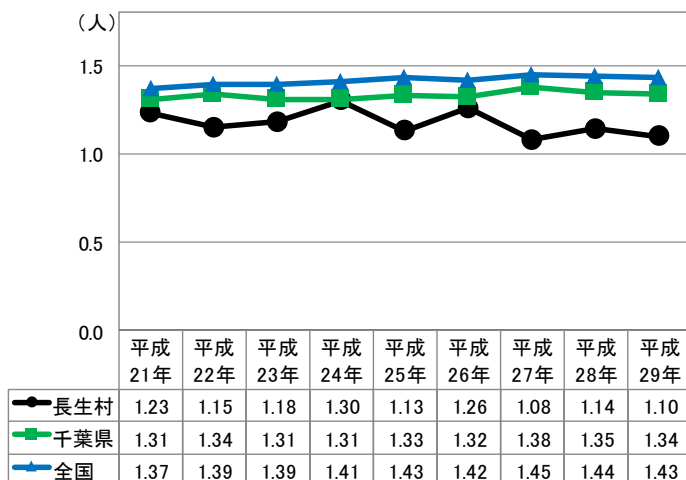
資料：人口動態統計

出生率の推移



資料：人口動態統計

合計特殊出生率の推移



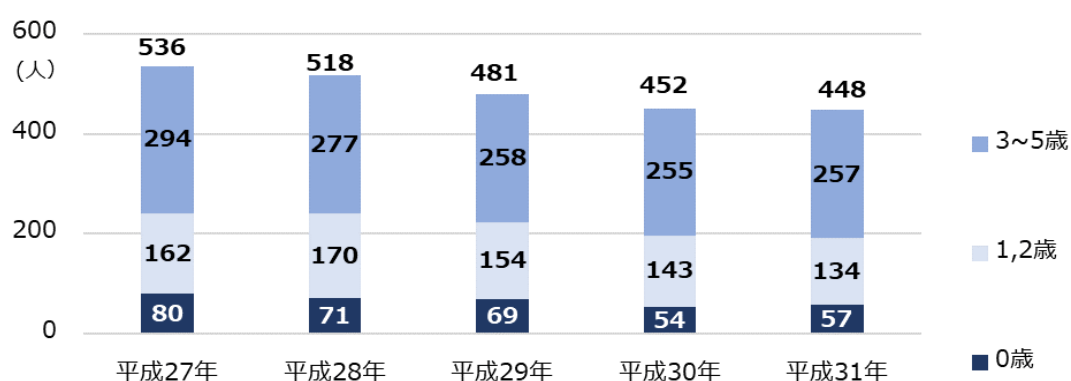
資料：人口動態統計

第2節 教育・保育の状況

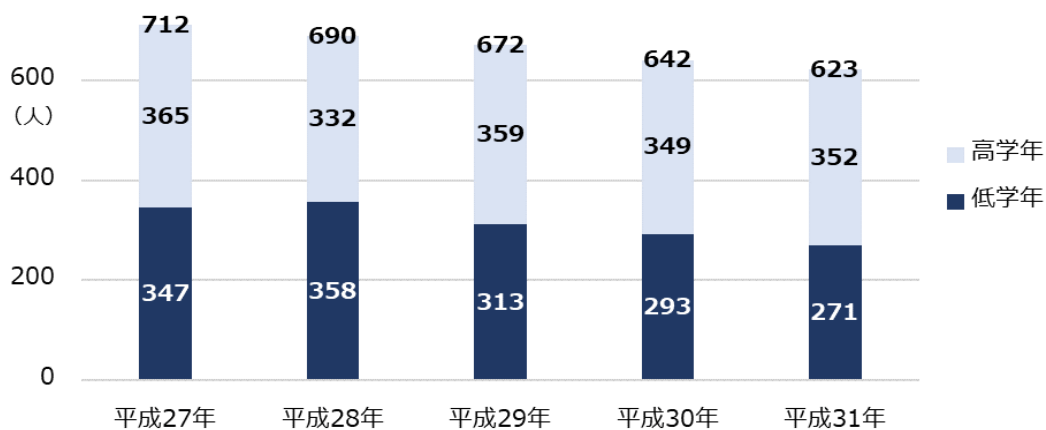
(1) 子どもの人口の推移

本村における小学生以下の子どもの人口は、年々減少しており、平成27年には1,248人だったものが、平成31年には1,071人となっています。年齢別にみると、就学前児童は、平成27年の536人から平成31年には448人に減少し、小学生では、平成27年の712人から平成31年には623人に減少しています。

【就学前児童 人口の推移】



【小学生 人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 就学前の教育・保育の状況

1) 保育所

本村には、公立の保育所が3か所あります。

保育所の概要

| 名称 | 住所 | 定員 | 開所時間 |
|-------|-----------------|------|---------------------------------------|
| 八積保育所 | 長生村金田 2727 | 150人 | 月曜日～土曜日 7:30～19:00 ※土曜日は17:00まで |
| 高根保育所 | 長生村本郷 6937 | 120人 | |
| 一松保育所 | 長生村一松丁 530 番地 1 | 90人 | |

在籍児童数の推移

在籍児童数は、平成27年以降、ほぼ横ばいに推移しています。

この在籍児童数について、村内人口に対する割合をみると、3～5歳児については、平成30年度以降、村内の9割以上の子どもが在籍している状況が続いています。また、0～2歳児については、割合は年々高まってきており、平成31年4月1日現在では、0歳児が1割、1歳児が6割弱、2歳児が6割強となっています。

| 年齢 | 公立保育所入所者数 [各年4月1日現在] | | | | |
|-----|--|-------|-------|-------|-------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 0歳児 | 6 | 5 | 2 | 10 | 6 |
| 1歳児 | 22 | 30 | 32 | 32 | 35 |
| 2歳児 | 34 | 37 | 44 | 47 | 47 |
| 3歳児 | 74 | 68 | 75 | 75 | 78 |
| 4歳児 | 85 | 86 | 72 | 84 | 80 |
| 5歳児 | 96 | 88 | 85 | 77 | 86 |
| 合計 | 317 | 314 | 310 | 325 | 332 |
| 年齢 | 在籍児童の対村内人口(対応年齢別)の割合 (%) [各年4月1日現在] | | | | |
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 0歳児 | 7.5% | 7.0% | 2.9% | 18.5% | 10.5% |
| 1歳児 | 27.8% | 34.5% | 45.7% | 45.7% | 57.4% |
| 2歳児 | 41.0% | 44.6% | 52.4% | 64.4% | 64.4% |
| 3歳児 | 77.9% | 82.9% | 91.5% | 90.4% | 96.3% |
| 4歳児 | 93.4% | 86.9% | 87.8% | 93.3% | 93.0% |
| 5歳児 | 88.9% | 91.7% | 90.4% | 93.9% | 95.6% |

資料：子ども教育課

年度途中の0歳児の入所者数

0歳児については、生後6か月から受け入れをしていますが、育児休業明けの0歳児が、随時入所するため、各年度当初の4月1日時点と年度末の3月末日との入所者数には差があります。

この年度途中の0歳児の入所者数については、年度によって差はありますが、ほぼ年度当初の倍に当たる人数まで増える状況が続いています。

| 年齢 | 保育所入所者数 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------------|-----|----|----------------|-----|----|-----------------------|-----|----|-------|-----|----|-------|---|---|
| | 【a】各年4月1日現在入所者数 | | | 【b】各年3月末現在入所者数 | | | 【c】年度途中入所者数 (b) - (a) | | | | | | | | |
| | 平成27年 | | | 平成28年 | | | 平成29年 | | | 平成30年 | | | 平成31年 | | |
| | a | b | c | a | b | c | a | b | c | a | b | c | a | b | c |
| 0歳児 | 6 | 14 | 8 | 5 | 11 | 6 | 2 | 10 | 8 | 10 | 19 | 9 | 6 | | |
| 1歳児 | 22 | 22 | 0 | 30 | 30 | 0 | 32 | 34 | 2 | 32 | 33 | 1 | 35 | | |
| 2歳児 | 34 | 38 | 4 | 37 | 36 | ▲1 | 44 | 44 | 0 | 47 | 44 | ▲3 | 47 | | |
| 3歳児 | 74 | 81 | 7 | 68 | 68 | 0 | 75 | 83 | 8 | 75 | 78 | 3 | 78 | | |
| 4歳児 | 85 | 87 | 2 | 86 | 83 | ▲3 | 72 | 74 | 2 | 84 | 86 | 2 | 80 | | |
| 5歳児 | 96 | 95 | ▲1 | 88 | 89 | 1 | 85 | 86 | 1 | 77 | 80 | 3 | 86 | | |
| 合計 | 317 | 337 | 20 | 314 | 317 | 3 | 310 | 331 | 21 | 325 | 340 | 15 | 332 | | |

資料：子ども教育課

2) 幼稚園

本村には、幼稚園はありません。そのため、幼児教育を重視する一部の家庭は、茂原市等の村外の幼稚園を利用しています。

ニーズ調査における幼稚園利用の保護者回答によると、村外の幼稚園を利用している理由としては、80%が「教育メニューが充実しているから」、40%が「教育環境が充実しているから」、60%が「兄・姉が利用していたから」となっており、「送り迎えに便利だから」、「村内の保育所に入れなかったから」の回答者はいませんでした。

そうした村外の幼稚園等に通園している児童数は毎年おおよそ 10~20 人程度と推察されます。

3) 地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)

本村における地域子ども・子育て支援事業の実施状況については、下記のとおりです。

| No. | 国指定の13事業 | 長生村での実施状況 | | |
|-----|----------------------------|-----------|-----------|-------|
| | | 国 基 準 | 国 基 準 以 外 | 未 実 施 |
| 1 | 利用者支援事業 | ○※母子保健型 | | |
| 2 | 地域子育て支援拠点事業 | | ○ | |
| 3 | 延長保育事業 | ○ | | |
| 4 | 一時預かり事業 | 幼稚園 | | ○ |
| | | その他(保育所) | ○ | |
| 5 | 子育て短期支援事業 | | | ○ |
| 6 | 乳児家庭全戸訪問事業 | ○ | | |
| 7 | 病児保育事業 | ○ | | |
| 8 | 放課後児童健全育成事業(学童保育) | ○ | | |
| 9 | 妊婦健康診査 | ○ | | |
| 10 | ファミリー・サポート・センター事業 | | | ○ |
| | (学童一時預かり事業)小学生 | | ○ | |
| 11 | 養育支援訪問事業 | | ○ | |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | | | ○ |
| 13 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | | | ○ |

第3節 家庭・地域の状況

(1) 就労状況

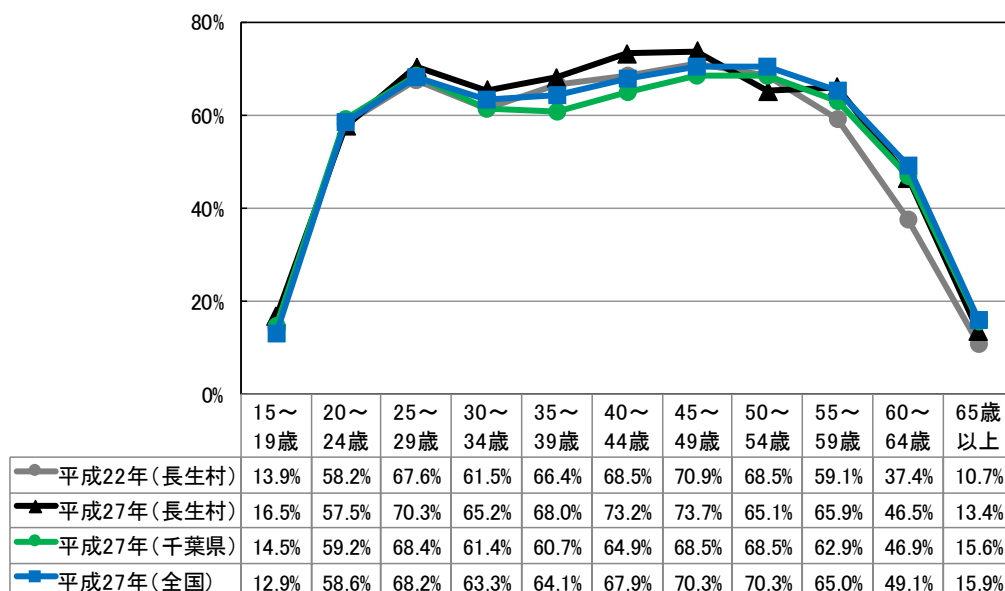
1) 女性の就業率

年齢別にみた女性の就業率については、かつて出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけての就業率が下がる、いわゆるM字型の傾斜がみられる傾向がありました。

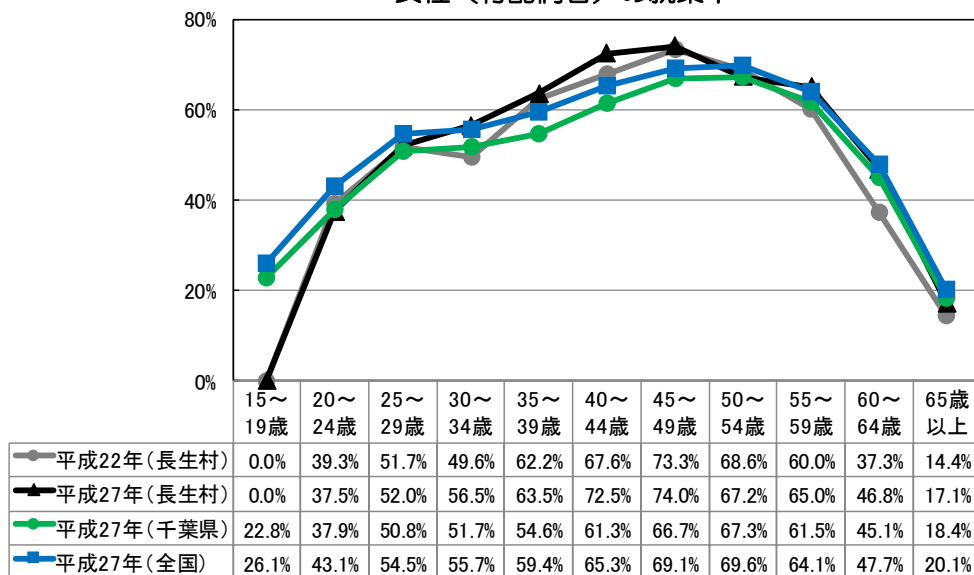
平成27年の国勢調査によると、M字の底の傾斜は緩やかになってはいるものの、本村でも千葉県・全国値と同様に30～34歳の層で就業率の低下がみられます。しかし、全体的な就業率については、ほとんどの年齢層において平成22年の値を上回っています。

また、配偶者がいる女性の就業率は、平成22年には30～34歳の層で一時低下がみられましたが、平成27年には45～49歳の層まで右肩上がりとなっています。

女性（全体）の就業率



女性（有配偶者）の就業率



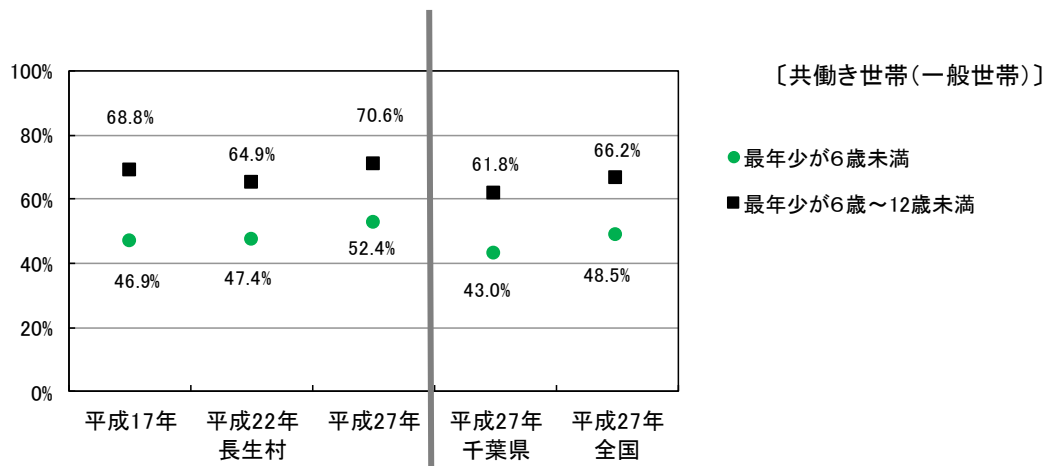
資料：国勢調査

2) 長生村の共働き家庭の割合

本村の共働き家庭の割合は、最年少の子どもが6歳未満の世帯においては年々増加をしており、平成27年には5割を超えています。また、最年少の子どもが6歳～12歳未満の世帯においては平成17年から平成22年でいったん減少したものの、平成27年には7割を超えています。

また、千葉県・全国平均を上回る高い割合となっています。

共働き家庭の割合の動向



資料：国勢調査

(2) 地域の子育て支援の状況

1) 子育て相談

本村では、一松保育所において毎月1回、つくも幼児教室の協力を得て子育て相談を行っています。

また、虐待などの対応については、児童相談所や関係機関と一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止に努めています。

子育て相談件数の推移（件）

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 子どもに関すること | 24 | 13 | 8 | 6 |

出典：子ども教育課（各年度末）

2) 青少年の健全育成事業

本村では、青少年相談員連絡協議会の支援のもと、子どもキャンプ大会・スキー体験を開催する他、各種健全育成事業に協力をしています。

事業の参加者数の推移（人）

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 子どもキャンプ大会 | 86 | 58 | 69 | 55 |
| スキー体験 | 40 | 30 | 40 | 28 |
| 合 計 | 126 | 88 | 109 | 83 |

出典：生涯学習課（各年度末）

3) おしゃべりひろば・おやこあそびクラブの開催

本村では、就学前の親子が気軽に集える交流の場所づくりを目的とした「おしゃべりひろば」と、おやこあそびを目的とした「おやこあそびクラブ」を開催しています。

「おしゃべりひろば」は、保健センターの和室を開放し、0歳児専用日を毎月2回設けるとともに、更生保護女性会の協力を得て、0歳児の体重測定を毎月1回行っています。「おやこあそびクラブ」は、平成30年度より開始した事業で、0歳児・妊婦対象と1歳以上未就学児対象のクラブをそれぞれ月1回開催しています。

おしゃべりひろば・おやこあそびクラブ参加者数の推移（件）

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| おしゃべりひろば | 1,054 | 998 | 564 | 283 |
| おやこあそびクラブ | | | | 140 |

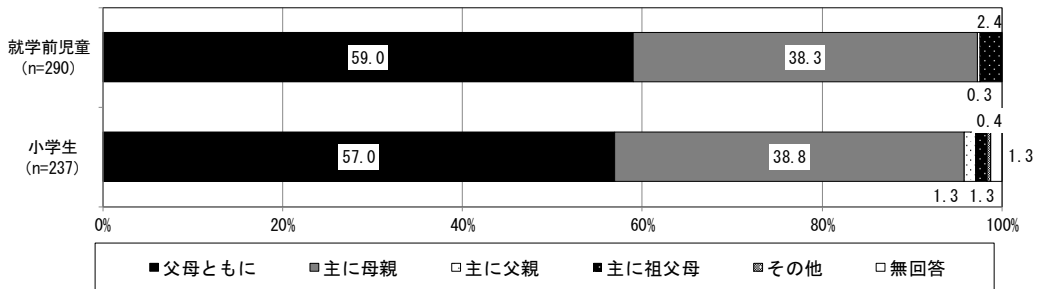
出典：子ども教育課（各年度末）

第4節 ニーズ調査結果からみた村の課題

(1) 子どもを取り巻く家庭の状況

1) 子育て(教育を含む)を主に行っている方 ※単数回答

子育て(教育を含む)を主に行っているのは、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「父母ともに」が6割弱、「主に母親」が4割弱でした。



出典：長生村第2期子ども・子育て支援事業計画に関わるニーズ調査報告書（平成31年3月）

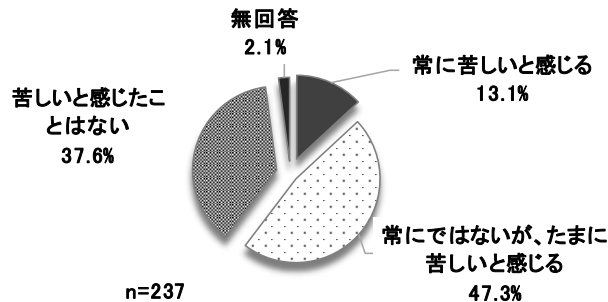
2) 子どもの保護者の就労状況 ※単数回答

母親の就労状況については、育児休業中等を含むと、就学前児童保護者ではフルタイム勤務が38.2%、パート・アルバイト等勤務が40.4%、小学生保護者ではフルタイム勤務が38.3%、パート・アルバイト等勤務が42.4%でした。父親の就労状況については、就学前児童保護者ではフルタイム勤務が93.2%、パート・アルバイト等勤務が2.3%、小学生保護者ではフルタイム勤務が93.5%、パート・アルバイト等勤務が1.5%でした。

就学前児童世帯の77.5%、小学生世帯の77.8%が共働き世帯。父母どちらかが就労していない専業主婦または専業主夫世帯と考えられるのは、就学前児童保護者の22.5%、小学生保護者の22.2%でした。

3) 子育て家庭の経済状況について ※単数回答

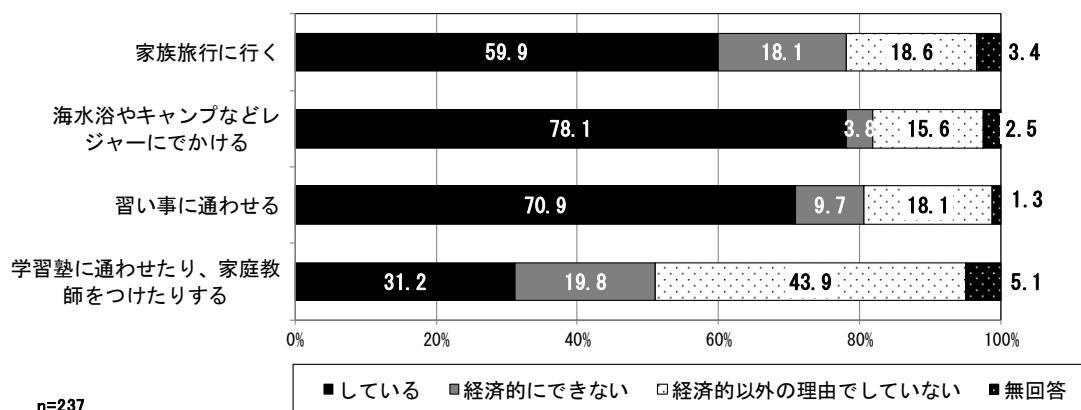
この1年間で、子育て(教育を含む)に関して経済的に苦しいと感じたことについて、「常に苦しいと感じる」のは、小学生保護者の13.1%、「常にではないが、たまに苦しいと感じる」のは47.3%でした。



出典：長生村第2期子ども・子育て支援事業計画に関わるニーズ調査報告書（平成31年3月）

4) 経済的な理由が原因で子どもに経験させられなかったこと ※単数回答

この1年間、経済的な理由が原因で子どもに経験させられなかったことの割合は、「家族旅行に行く」18.1%、「海水浴やキャンプなどのレジャーにでかける」3.8%、「習い事に通わせる」9.7%、「学習塾に通わせたり、家庭教師をつけたりする」19.8%でした。その一方で、「海水浴やキャンプなどレジャーにでかける」、「習い事に通わせる」ことについては、7割以上の家庭で子どもに経験させているという結果でした。



出典：長生村第2期子ども・子育て支援事業計画に関わるニーズ調査報告書（平成31年3月）

本村における子どもを取り巻く家庭の状況

○子育てに対する負担は、4割弱の家庭で母親に集中している。

○就学前児童保護者、小学生保護者ともに8割弱の家庭が共働き家庭。共働き家庭のうち、4割弱の家庭が父母ともにフルタイムでの就労、4割強が父親がフルタイム、母親がパート・アルバイト等での就労。父母どちらかが就労していない家庭は、2割強にとどまる。

○小学生保護者のうち、1割強が経済的に「常に苦しい」と感じている。

○小学生保護者のうち、この1年間、経済的な理由が原因で子どもに経験させられなかったこととして、「家族旅行に行く」、「学習塾に通わせたり、家庭教師をつけたりする」は2割弱。「習い事」、「海水浴やキャンプなどレジャーにでかける」は1割以下。

(2) 村の子育て支援について

1) 村の子育て支援の満足度 ※単数回答

「満足」と「やや満足」と回答した割合が高かったのは、就学前児童保護者については、「保育所の施設整備」、「就学前の教育・保育」、「特別保育」、「乳幼児健診・相談等の健康施策」、「交通安全教育の推進」の項目で、小学生保護者については、「乳幼児健診・相談等の健康施策」、「小学校の施設整備」、「交通安全教育の推進」の項目となっています。

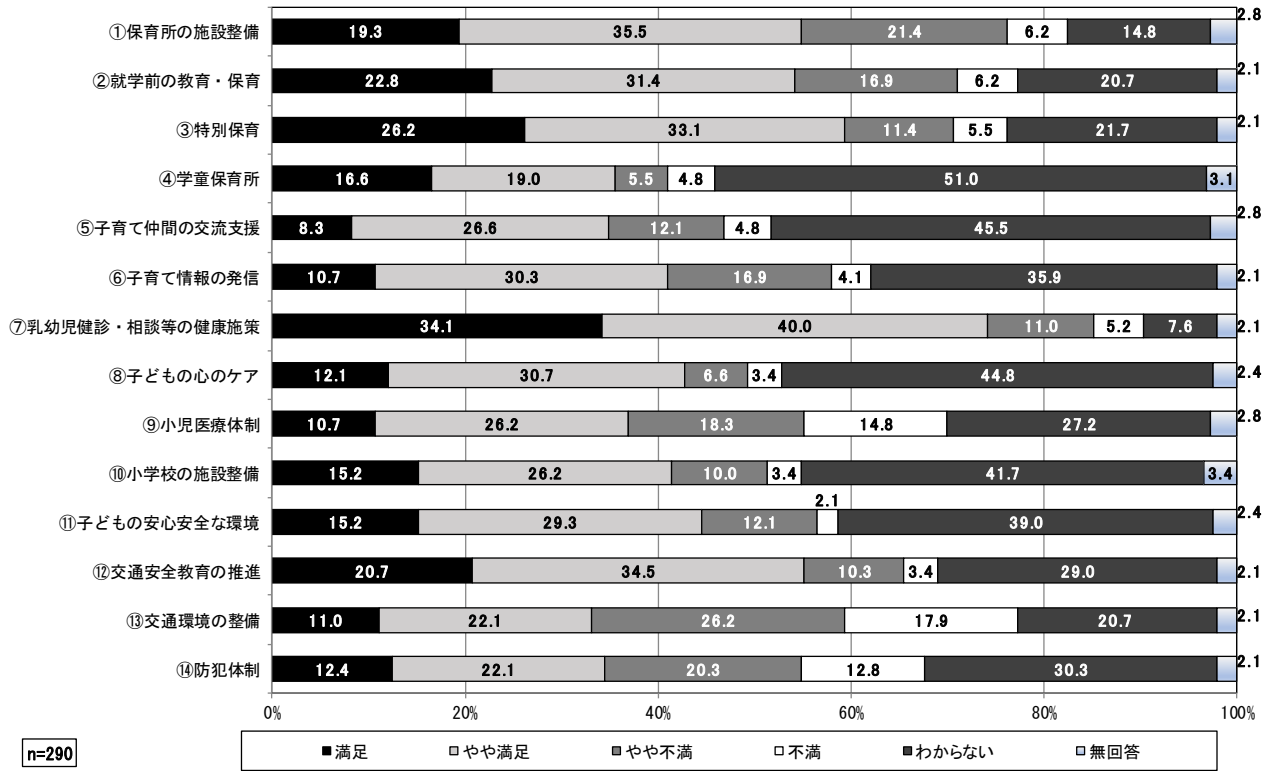
「やや不満」と「不満」と回答した割合が高かったのは、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「交通環境の整備」、「防犯体制」、「小児医療体制」の項目となっています。

本村の子育て支援に対する満足度

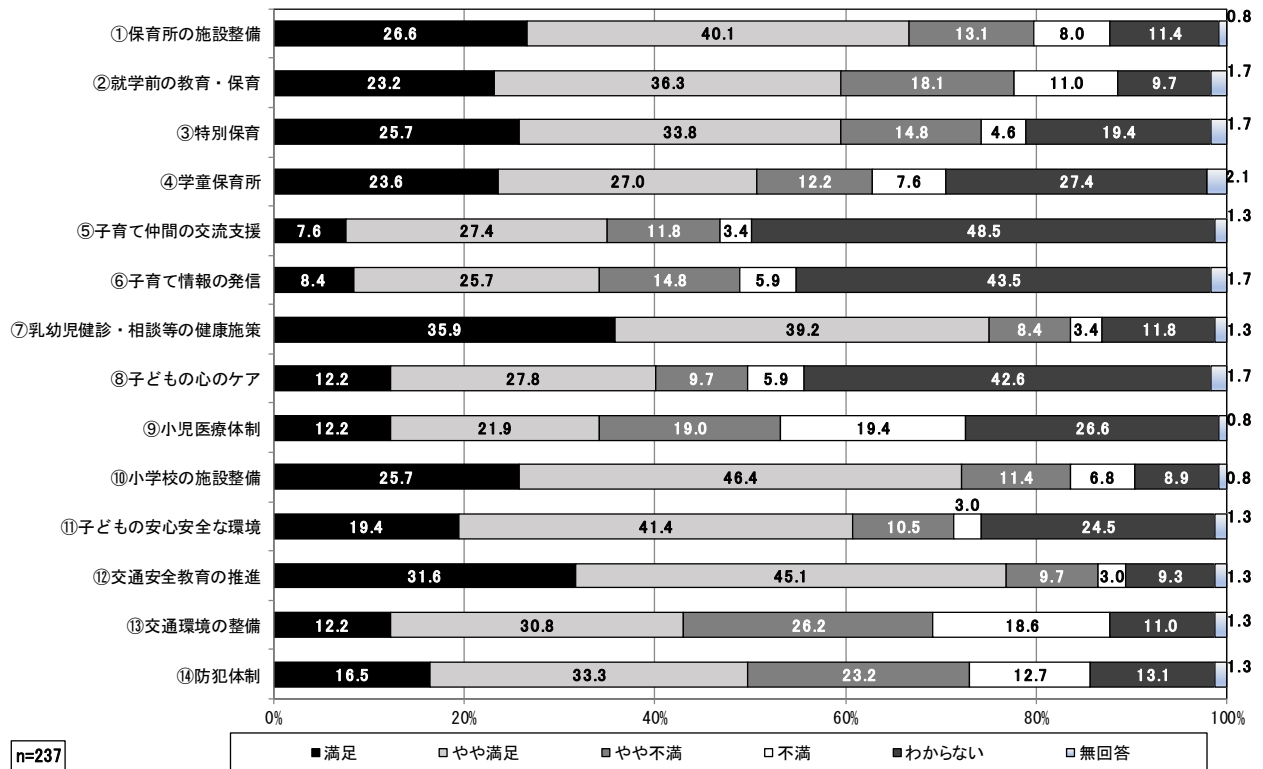
○保育所や学校などの施設整備、保育サービス、母子保健事業については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに満足している方が多い。

○交通環境の整備、小児医療体制については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに不満を持っている方が多い。

本村の子育て支援に対する満足度（就学前児童保護者）



本村の子育て支援に対する満足度（小学生保護者）



出典：長生村第2期子ども・子育て支援事業計画に関わるニーズ調査報告書（平成31年3月）

第2章 計画の基本理念及び施策の展開

第1節 子ども・子育ての基本理念

子ども・子育て支援法では、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子どもやその子どもを育てる家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本村の第1期計画では、上位計画である総合計画の将来像の実現とともに、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらに子育て子育てを支援する地域社会づくりを目指し、

「健やかで安心な子育てができるまち 長生」

を基本理念とし、子ども・子育てにかかわる福祉の推進に取り組んできました。

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、本村の未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長ができるためには、子どもの最善の利益^{*}を第一に考えつつ、家庭だけでなく、学校、地域、企業等がそれぞれの役割を認識し、協力しあって子育てを進めていく必要があります。

したがって、第2期計画においても、この基本理念に基づき、施策を推進していきます。

子どもの最善の利益

子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えるという考え方。

第2節 基本目標及び施策の体系

第1期計画では、1市5町1村で策定した「長生都市次世代後期行動計画」の枠組みを継承し、施策の体系として位置づけました。

本計画では、施策の方向性から6つの基本目標に再編成し、推進に取り組んでいきます。

| | |
|-------|--|
| 基本目標1 | 地域における子育ての支援 |
| | 安心して子育てができるよう、子育て家庭を社会全体で支えるという視点に立った取組を推進します。子育て支援のネットワークや、児童の健全育成のための環境をつくるとともに、経済的支援の充実を図っていきます。 |
| 基本目標2 | 子どもと母親の健康の確保及び増進 |
| | 子どもの健やかな成長のため、母子の健康の確保や増進を図ります。母子保健事業の充実、小児医療体制の確保とともに、生涯にわたって子どもが心身ともに健康に過ごせるよう、食育、保健などの正しい知識について発達段階に応じて伝えていきます。 |
| 基本目標3 | 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備 |
| | 子どもの健やかな成長のため、教育環境の整備に努めます。学校における教育とともに、家庭・地域の教育力の向上を図っていきます。また、次代の親となる子どもたちが主体的に学んでいくことができるような環境を整備していくことが必要です。 |
| 基本目標4 | 子育てを支援する安全な生活環境の整備 |
| | 安心して子育てができるよう、居住環境や子どもの安全を確保するための取組を推進します。 |
| 基本目標5 | 仕事と家庭の両立の推進 |
| | 安心して子育てができるよう、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。国・県・関係団体等と連携し、意識改革を推進するための啓発・広報などを推進します。 |
| 基本目標6 | 要保護児童*への対応などきめ細かな取組の推進 |
| | 児童虐待の早期発見・未然防止のために、関係機関が連携し、サポート体制を構築していきます。また、ひとり親家庭や、障がいを持つ子どもに対しては、相談体制の充実を図りながらきめ細かな支援に努めます。 |

要保護児童 児童福祉法に規定される保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を指します。虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれます。

健やかで安心な子育てができるまち 長生

各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 子ども・子育て支援給付 | 〔・施設型給付 ・地域型保育給付〕 ① 利用者支援事業 ② 延長保育事業 ③ 放課後児童健全育成事業 ④ 子育て短期支援事業 ⑤ 地域子育て支援拠点事業 ⑥ 一時預かり事業 ⑦ 病児保育事業 ⑧ ファミリー・サポート・センター事業 ⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑫ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業 ⑬ 妊婦健診 |
| 2. 地域子ども・子育て支援事業 〔13事業〕 | |

各論Ⅱ 子ども・子育て支援施策〔次世代育成支援対策地域行動計画〕

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. 地域における子育ての支援の充実 | ① 子育て支援のネットワークづくり ② 児童の健全育成 ③ 経済的支援の充実 |
| 2. 子どもと母親の健康の確保及び増進 | ① 子どもと母親の健康の確保 ② 食育の推進 ③ 思春期保健対策の充実 ④ 小児医療の充実 |
| 3. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備 | ① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ② 家庭や地域の教育力の向上 ③ 次世代の親の育成 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ⑤ 子どもの権利づくりの推進 |
| 4. 子育てを支援する安全な生活環境の整備 | ① 安心して子育てのできる生活環境の整備 ② 子どもの安全を確保するための活動の推進 |
| 5. 仕事と家庭の両立の推進 | ① 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等 ② 仕事と子育ての両立の推進 |
| 6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 | ① 児童虐待防止対策の充実 ② ひとり親家庭の自立支援の推進 ③ 障がい児施策の充実 |

各論Ⅲ 計画の推進

| | |
|--------------|-------------------|
| 1. 計画の推進に向けて | 2. 計画の進行管理・点検について |
|--------------|-------------------|

各論 I 子ども・子育て支援事業

第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要

第1節 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。

「子ども・子育て支援給付」については、幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。また、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された施設等利用費によって、認可外保育施設等も対象となります。

「地域子ども・子育て支援事業」については、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業（13事業）となります。

本節及び次節では、これらの事業需要量の見込みや、確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像

1. 子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

施設型給付*

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所・保育園等

地域型保育給付*

- 小規模保育（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育（保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育（子どもの居宅等において保育を行う）
- 事業所内保育（事業所内の施設等において保育を行う）

子育てのための施設等利用給付

施設等利用費*

- 幼稚園（新制度に未移行）
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

2. 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援に関する事業
- ② 時間外保育事業
- ③ 放課後児童健全育成事業
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業
- ⑥ 一時預かり事業
- ⑦ 病児・病後児保育事業
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑫ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑬ 妊婦健診

施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することとなります。

地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

施設等利用費

幼児教育・保育の無償化の対象となる子どもが、教育・保育給付の対象外となる新制度に未移行の幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設等を利用する場合、施設等利用費を支給します。

(2) 認定基準

1) 認定区分

幼稚園や保育所などの学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

- ・ 1号認定を受けた子どもに対しては、幼稚園または認定こども園の幼稚園機能が学校教育を提供する事業となります。
- ・ 2号及び3号認定を受けた子どもに対しては、保育所、地域型保育または認定こども園の保育所機能が保育を提供する事業となります。

■ 3つの認定区分

| | |
|---|--------------------|
| 1号認定 | 教育標準時間認定 |
| お子さんが <u>満3歳以上</u> で、教育を希望される場合 利用先 幼稚園、認定こども園 | |
| 2号認定 | <u>満3歳以上</u> ・保育認定 |
| お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 利用先 保育所・保育園等、認定こども園 | |
| 3号認定 | <u>満3歳未満</u> ・保育認定 |
| お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 利用先 保育所・保育園等、認定こども園、地域型保育 | |

2) 保育の必要性の認定

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点についての基準に基づき、認定を行います。

事由

- ・ 就労…フルタイムの他、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
- ・ 就労以外の事由…保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして本村が定める事由

区分(月単位の保育の必要量に関する区分)

- ・ 保育標準時間…主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- ・ 保育短時間…主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

優先利用

- ・ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本村では、第1期計画策定時にニーズ調査及び子ども・子育て会議での審議結果、そして、各地域の子ども人口や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域について長生村全域を1区域と設定しました。その後、大きな人口や資源の変動はないことから、第2期計画においても長生村全域を1区として設定します。

第2章 量の見込みと提供体制

第1節 量の見込み算定に関する留意事項

(1) 量の見込みの算出項目と考え方について

量の見込みの算出については、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」とワークシートが示されており、平成31年1月に実施したニーズ調査結果から得た数値をワークシートに入れて算出を行います。

ワークシートによる算出では、将来の子ども人口（年齢別、0歳～11歳）を推計し、ニーズ調査で回答のあった将来的な保護者の就労状況等から分類した「家族類型」ごとの利用意向率を算出し、これらをかけ合わせることであります。

「国の手引き」やワークシートに基づく算出は、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものとして全国一律で提示されたものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされています。

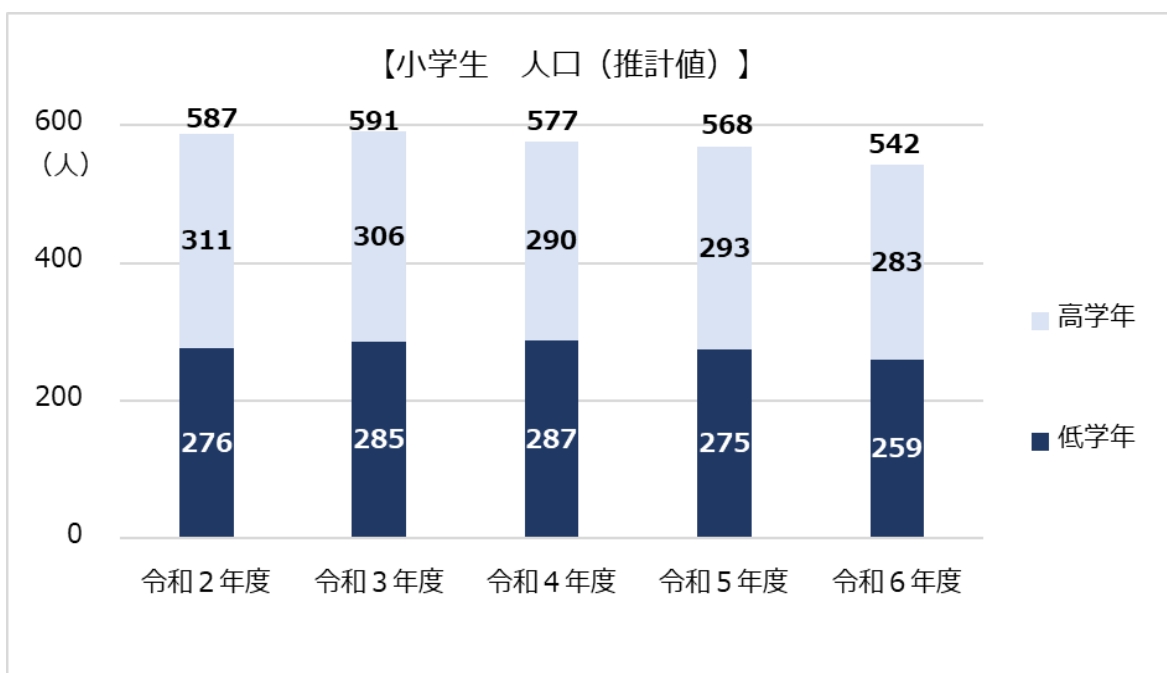
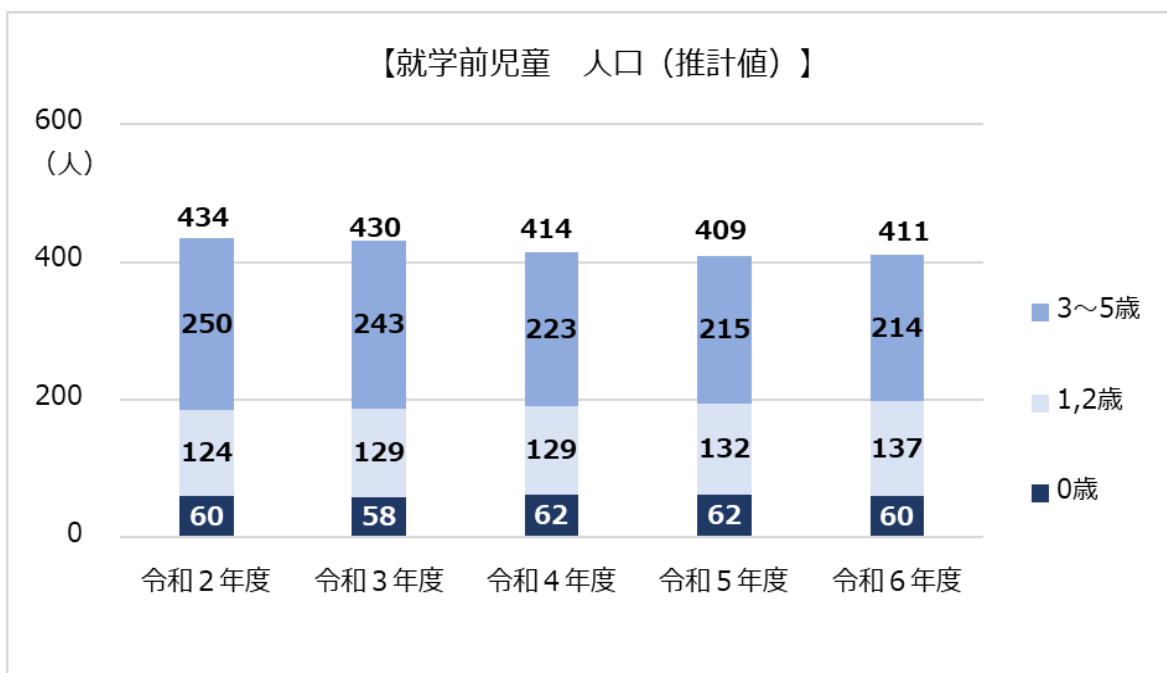
本村では、「国の手引き」に準じた量の見込みと、実績値の推移を比較し、一部補正を行ったものを量の見込みとして設定しました。

| 算出項目 | | 利用意向率の考え方 | 算出根拠 |
|---------------------|----------|--|--------|
| 教育・保育 (幼稚園希望者) | 1号 | ニーズ調査で「幼稚園」の利用希望を選択した5%×推計人口で算出。うち、1号認定こどもは「幼稚園(預かり保育の利用なし)」、2号認定こどもについては「幼稚園(預かり保育を利用)」を希望した割合。 | ニーズ調査 |
| | 2号(教育希望) | | |
| 教育・保育 (保育の必要性あり) | 2号(保育希望) | 利用実績の平均値×推計人口で算出。 | 実績平均 |
| | 3号(0歳) | ワークシートで得た数値に、母親の育休取得状況・育休からの復帰割合を考慮して算出。＜ワークシートによる算出結果×(育休未取得者+育休取得者×職場復帰者×1歳未満で育休から復帰)＞。 | ワークシート |
| | 3号(1,2歳) | 利用実績の最大値×潜在的就労ニーズ×推計人口で算出。 | ワークシート |
| 利用者支援事業 | 基本型 | 設置予定の箇所数。 | 箇所数 |
| | 母子保健型 | | |
| 地域子育て支援拠点事業 | | おしゃべりひろばを「利用したい」未就園の0～2歳児の割合。 | ワークシート |
| 妊婦健康診査 | | 翌年の0歳児推計人口×平成27年～平成30年の利用率の平均値。 | 推計人口 |
| 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問) | | 0歳児推計人口。 | 推計人口 |
| 養育支援訪問事業等 | | 平成27年～平成30年の利用率の平均値。 | 実績平均 |
| 子育て短期支援事業 | | 泊りがけて「子どもを留守番させた」割合。 | ワークシート |
| ファミリー・サポート・センター事業 | | 小学校放課後における「ファミリー・サポート・センター」希望割合。 | ワークシート |
| 一時預かり事業(1号認定対象) | | 幼稚園在園児の預かり保育希望者の量の見込み。 | ワークシート |
| 一時預かり事業(2号認定対象) | | 2号認定の幼稚園希望者が、年間240日(年末年始及び祝日を除く週5日程度)利用すると仮定して算出。 | ニーズ調査 |
| 一時預かり事業(未就園児対象) | | 教育・保育事業を「利用していない」と回答した0～2歳児を対象に、一時保育等を「利用したい」と回答した割合とその平均日数を乗じて算出。 | ニーズ調査 |
| 延長保育事業 | | 平成27年～平成30年の利用率の平均値を、保育所入所者数の量の見込みに乗じて算出。 | 実績平均 |
| 病児保育事業 | | 平成27年～平成30年の就学前・小学生ごとの利用率の最大値を、推計人口に乗じて算出。 | 実績平均 |
| 放課後児童健全育成事業 | 1～2年生 | ワークシートで得た数値を学年ごとの人口比で按分。 | ワークシート |
| | 3～6年生 | 平成27年～平成31年の割合の平均値を推計人口に乗じて算出。 | 実績 |

(2) 本村における計画期間の子ども人口の見通し

計画期間（令和2年～令和6年）における子ども人口の推計は、コーホート変化率法※により、平成29～31年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに推計を行いました。

この推計結果によると、本村の0～11歳の子ども人口の見通しとして、令和2年には1,021人（就学前児童434人、小学生587人）だったものが、令和6年には953人（就学前児童411人、小学生542人）と、減少することが見込まれます。



コーホート変化率法

同じ時期に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(3) 量の見込み

本村における計画期間の量の見込みは下記のとおりです。

| 量の見込み | | 平成31年度 実績 0は30年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------------------|----------|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 教育・保育（幼稚園希望者） | 1号 | 13 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2号（教育希望） | - | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 |
| 教育・保育（保育の必要性あり） | 2号（保育希望） | 244 | 229 | 222 | 204 | 197 | 196 |
| | 3号（0歳） | 6 | 9 | 8 | 9 | 9 | 9 |
| | 3号（1,2歳） | 82 | 82 | 85 | 85 | 87 | 90 |
| 利用者支援事業【単位：か所】 | 基本型・特定型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域子育て支援拠点事業【単位：延組/年】 | | (165) | 198 | 201 | 205 | 208 | 212 |
| 妊婦健康診査【単位：延件/年】 | | (772) | 719 | 769 | 769 | 744 | 719 |
| 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）【単位：人】 | | (40) | 60 | 58 | 62 | 62 | 60 |
| 養育支援訪問事業等【単位：人】 | | (9) | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 子育て短期支援事業【単位：延人/年】 | | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ファミリー・サポート・センター事業【単位：延件/年】 | | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一時預かり事業（1号認定対象）【単位：延人/年】 | | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一時預かり事業（2号認定対象）【単位：延人/年】 | | - | 1,920 | 1,920 | 1,680 | 1,680 | 1,680 |
| 一時預かり事業（未就園児対象）【単位：延人/年】 | | (663) | 900 | 891 | 857 | 848 | 852 |
| 延長保育事業【単位：人】 | | (122) | 139 | 137 | 130 | 128 | 128 |
| 病児保育事業【単位：延人/年】 | | (275) | 262 | 261 | 251 | 248 | 248 |
| 放課後児童健全育成事業【単位：人】 | 計 | 158 | 144 | 150 | 148 | 144 | 135 |
| | 1年生 | 41 | 40 | 39 | 41 | 36 | 33 |
| | 2年生 | 42 | 38 | 42 | 40 | 42 | 37 |
| | 3年生 | 28 | 26 | 25 | 26 | 25 | 26 |
| | 4年生 | 25 | 21 | 24 | 22 | 23 | 22 |
| | 5年生 | 16 | 13 | 12 | 13 | 12 | 12 |
| | 6年生 | 6 | 7 | 6 | 5 | 6 | 5 |

第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 幼稚園

本村に幼稚園はなく、ニーズ調査結果では、茂原市、茂原市以外の長生郡内等の幼稚園利用希望者がいました。今後も10人前後の利用が見込まれます。

| 人数 | | 実績 | 推計 | | | | |
|----|--------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ① | 量の見込み | 13 | 13 | 12 | 11 | 11 | 11 |
| | 1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし） | - | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2号認定こども（3歳以上幼稚園の利用希望が強い） | - | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 |
| ② | 提供量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 特定教育・保育施設（幼稚園） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 幼稚園における預かり保育（一時預かり事業・幼稚園型） 量の見込み

| | 単位 | 実績 | 推計 | | | | | |
|-------|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 量の見込み | 預かり保育(1号認定) | 延人/年 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 預かり保育(2号認定) | 延人/年 | - | 1,920 | 1,920 | 1,680 | 1,680 | 1,680 |

[確保の内容]

幼児教育・保育の無償化に伴い、村外の幼稚園希望者に対する必要な支援を行ってまいります。

(2) 保育所

本村の3保育所の定員の合計は360人となっており、計画期間内の入所者数は、現状の定員を下回ることが見込まれます。

3号認定については、1・2歳児の入所者数が利用定員を超過している状況が続いているため、需要に合わせて利用定員の調整を行っていきます。また、0歳児については、年度当初は定員内で充足することが見込まれますが、年度途中の入所申し込み状況で定員を超過する可能性もあるため、必要に応じて利用定員の検討をしていきます。

| 人数 | | 実績 | 推計 | | | | |
|--------|-------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ① | 量の見込み | 332 | 320 | 315 | 298 | 293 | 295 |
| | 2号認定こども(3~5歳、保育所等利用希望者) | 244 | 229 | 222 | 204 | 197 | 196 |
| | 3号認定こども(0歳)* | 6(-) | 9(18) | 8(16) | 9(18) | 9(18) | 9(18) |
| | 3号認定こども(1, 2歳) | 82 | 82 | 85 | 85 | 87 | 90 |
| ② | 提供量 | 360 | 360 | 360 | 360 | 360 | 360 |
| | 2号認定こども(3~5歳、保育所等利用希望者) | 280 | 255 | 255 | 255 | 255 | 252 |
| | 3号認定こども(0歳) | 16 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 3号認定こども(1, 2歳) | 64 | 87 | 87 | 87 | 87 | 90 |
| 差(②-①) | | 28 | 40 | 45 | 62 | 67 | 65 |

* () 内は、年度末の量の見込み。

(3) 認定こども園への移行について

本村では、小1プロブレム等*の対応を踏まえた幼児教育の重要性を重視し、保育所において体育指導・創作指導教室などの取り入れや、保小連携による小学校教諭による保育所出前授業など、幼児教育の充実に努めています。しかし、本村に幼稚園はないことから、保育の必要性のない子どもについては、村外の幼稚園に通園せざる得ない状況となっています。村の全ての子どもを対象とした質の高い幼児教育を目指すためには、利用施設の選択肢として、保護者の就労状況などに関わらず利用のできる認定こども園への移行を目指す必要があると考えます。

したがって、保育所検討委員会において、3保育所を施設ごとに認定こども園化する検討を進めていきます。検討に当たっては、保護者のニーズを踏まえ、幼児教育の充実、利用者の利便性に配慮するよう努めます。さらに、具体的な移行プランの作成や、保護者の理解を深めるための取組に努めます。

また、本村の3保育所のうち、一松保育所と八積保育所は築40年を超え、施設・設備の老朽化対策の必要性が高まっているとともに、一松保育所については千葉県が想定する津波の浸水区域内に位置しています。子どもたちの安全な環境を確保することも喫緊の課題であるため、認定こども園化の検討をする中で、保育所施設の方向性についても検討を進めていきます。

小1プロブレム

入学したばかりの小学1年生が、社会的な行動(集団行動、授業中の態度等)になじめない状態が継続すること。

(4) 教育・保育一体的提供と推進に関する体制について

本村では、定期的に連絡協議会等を開催し、保育所と小学校との交流を深めています。引き続き、小1プロブレムへの対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

また、保育所職員の研修等、村外の幼稚園への授業参観や研究協議などの相互研修や関係機関での幼児教育関係の研修会等に積極的な参加に努め、職員の資質向上に努めます。幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザー※の配置についても検討していきます。

なお、海外から帰国した児童や外国籍児童、両親が国際結婚の児童などの外国につながる児童がいた場合、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。幼児教育施設等における一定の職務経験や研修履歴や、幼児教育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育等について専門性を有する者の活用も想定されています。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、幼稚園、認可外保育施設等の利用者に対する相談体制・情報提供等を充実させるとともに、日頃からの連携強化を図ります。

また、民間事業者から参入等の申し出があった場合、必要に応じて、県との連携を図っていきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1) 利用者支援事業

〔 概要 〕

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、国の基準に準じた事業はありませんが、標記事業に該当するものとして、「子育て相談」を月2回一松保育所で開催してきました。

また、平成30年度には、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを開設しました。さらに、平成31年度より子ども教育課が、子どもの総合的な相談窓口として機能しています。

■ 「子育て相談」実績の推移

| | | 単位 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 子育て相談 | 延件/年 | 24 | 13 | 8 | 6 | - |

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では、標記事業の母子保健型として、子育て世代包括支援センターを設置しており、今後も内容の充実に努めます。

また、標記事業の基本型に相当するものとして、子ども教育課及び一松保育所の「子育て相談」（月2回）を実施し、関係機関の連携に努めます。

■ 利用者支援事業 量の見込み

| | | 単位 | 実績 | 推計 | | | | |
|-------|---------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 量の見込み | 基本型・特定型 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 母子保健型 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 基本型・特定型 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 母子保健型 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

2) 地域子育て支援拠点事業

〔 概 要 〕

幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、国の基準に準じた事業はありませんが、標記事業に相当するものとして、「おしゃべりひろば」を、0～5歳児対象に月に16回、うち0歳児専用日を毎月2回実施しています。また、平成30年度より「おやこあそびクラブ」を0歳児・妊婦対象に毎月1回、1～5歳児を対象に毎月1回実施しています。

■ 「おしゃべりひろば」「おやこあそびクラブ」実績の推移

| | | 単位 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | おしゃべりひろば | 延組/年 | 1,054 | 998 | 564 | 283 | - |
| | おやこあそびクラブ | 延組/年 | - | - | - | 140 | - |

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では、国の基準に準じた事業はありませんが、標記事業に相当するものとして、「おしゃべりひろば」、「おやこあそびクラブ」を実施しており、取組を継続します。また、内容の充実に努めるとともに、開催回数の検討をします。

■ 地域子育て支援拠点事業 量の見込み

| | | 単位 | 実績 | 推 計 | | | | |
|-------|-----------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 量の見込み | 地域子育て拠点事業 | 延組/年 | - | 198 | 201 | 205 | 208 | 212 |
| | 計 | 回/年 | 177 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| 確保方策 | おしゃべりひろば | 回/年 | 153 | 156 | 156 | 156 | 156 | 156 |
| | おやこあそびクラブ | 回/年 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |

3) 延長保育事業(時間外保育事業)

〔 概 要 〕

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では標記事業を3保育所で実施しています。保育所入所児童数に対する利用者割合は、4割弱～5割程度となっています。

■ 延長保育事業の実績の推移

| | | 単位 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----------|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 延長保育事業 | 人/年 | 161 | 136 | 133 | 122 | - |
| | 保育標準時間 | 人/年 | 50 | 45 | 72 | 60 | - |
| | 保育短時間 | 人/年 | 111 | 91 | 61 | 62 | - |
| 対入所児童数の割合 | 延長保育事業 | % | 50.8 | 42.9 | 42.0 | 38.5 | - |

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では標記事業を3保育所で実施しており、今後も内容の充実に努めます。

■ 延長保育事業 量の見込み

| | | 単位 | 実績 | 推 計 | | | | |
|-------|--------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 量の見込み | 延長保育事業 | 人 | 122 | 139 | 137 | 130 | 128 | 128 |
| 確保方策 | 延長保育事業 | 箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

4) 一時預かり事業(幼稚園型以外)

〔 概 要 〕

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。幼稚園やこども園在園児を対象とした事業（幼稚園型）と、未就園児の子どもを対象とした事業（幼稚園型以外）があります。

〔 長生村の事業 〕

本村では、1保育所で標記事業を実施しています。利用者数は、年度によって変動がありますが、年間700弱～800強人日の利用があります。

■ 一時預かり事業の実績の推移

| | | 単位 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 一時保育 | 人日/年 | 701 | 694 | 841 | 663 | - |

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では、1保育所で標記事業を実施しています。今後も内容の充実に努めます。

■ 一時預かり事業の実績 量の見込み （利用する子どもの延数）

| | | 単位 | 実績 | 推 計 | | | | |
|-------|------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 量の見込み | 在籍児童 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人日/年 | 663 | 900 | 891 | 857 | 848 | 852 |

5) 子育て短期支援事業

〔 概 要 〕

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

●短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。

●夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村に児童養護施設はないので、村内では実施していませんが、利用の必要が生じた時には施設を紹介するなど、適切に対応しています。今後も充実に努めます。

6) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児全戸訪問)

〔 概 要 〕

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、これまで保健衛生推進員による家庭訪問によって実施していましたが、令和2年度から、保健師による新生児全戸訪問の中での支援とします。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の実績の推移

| | | 単位 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----|------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 件/年 | 68 | 57 | 55 | 40 | - |

※各年実績は、保健衛生推進員による訪問件数

〔 量の見込みと確保の内容 〕

保健師による新生児訪問を全数実施し、子育て支援の情報提供、養育環境の把握、子育ての悩みに傾聴し、支援が必要な家庭に適切なサービスが結びつくようにし、地域の中で子育てができる環境整備を図ります。今後も内容の充実に努めます。

■ 新生児全戸訪問事業 量の見込み

| | | 単位 | 実績 | 推 計 | | | | |
|-------|-----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 量の見込み | 訪問数 | 件/年 | 67 | 60 | 58 | 62 | 62 | 60 |

※平成30年度実績は、保健師による訪問件数

7) 病児保育事業

〔 概 要 〕

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、標記事業を隣接する白子町の医療機関に委託して実施しています。

■ 病児保育事業の実績の推移

| | | 単位 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----|--------|-------|---------|----------|----------|----------|-------|
| 実績値 | 病児保育事業 | 延人日/年 | 246 (〇) | 176 (25) | 256 (21) | 275 (36) | - |

※ () 内はうち小学生利用人数

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では、標記事業を隣接する白子町の医療機関に委託して実施しており、今後も内容の充実に努めます。

■ 病児保育事業 量の見込み

| | 単位 | 実績 | 推 計 | | | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 量の見込み | 延人日/年 | 275 | 262 | 261 | 251 | 248 | 248 |
| 確保方策 | 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

8) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

〔 概 要 〕

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔 長生村の事業 〕

■ 村内の学童保育所

| 名称 | 住所 | 定員 | 開所時間 |
|-----------|----------|----|--|
| 八積学童保育所 | 八積小学校地内 | 25 | 月曜日～土曜日 放課後～19:00 ※土曜日は7:30～ |
| 八積第2学童保育所 | 八積小学校地内 | 40 | |
| 高根学童保育所 | 高根小学校地内 | 65 | |
| | 高根小学校教室内 | | |
| 一松学童保育所 | 長生村ふれあい館 | 30 | |

■ 学童保育所の入所者数の推移

利用者は横ばいとなっておりますが、児童数に対する入所者数の割合については、増加傾向にあります。特に、1,2年生については、平成30年度以降、4割～5割程度の児童が、3,4年生については2割～3割程度の児童が利用している状況となっております。一方で、5,6年生については1割前後となっております。

| 学年 | 学童保育入所者数（人） [各年5月1日現在] | | | | |
|-----|---------------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 1年生 | 42 | 31 | 28 | 41 | 41 |
| 2年生 | 34 | 45 | 38 | 33 | 42 |
| 3年生 | 26 | 24 | 36 | 27 | 28 |
| 4年生 | 30 | 26 | 22 | 30 | 25 |
| 5年生 | 5 | 23 | 18 | 10 | 16 |
| 6年生 | 6 | 2 | 9 | 10 | 6 |
| 合計 | 143 | 151 | 151 | 151 | 158 |
| 学年 | 在籍児童の対村内人口(対応年齢別)の割合（%） [各年5月1日現在] | | | | |
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 1年生 | 35.9% | 29.8% | 30.8% | 41.8% | 49.4% |
| 2年生 | 25.6% | 38.8% | 37.3% | 35.5% | 42.9% |
| 3年生 | 28.0% | 18.0% | 31.0% | 26.0% | 31.5% |
| 4年生 | 24.4% | 28.0% | 16.8% | 26.1% | 24.0% |
| 5年生 | 4.9% | 18.4% | 18.8% | 7.6% | 13.9% |
| 6年生 | 4.8% | 2.0% | 7.1% | 10.2% | 4.7% |

■ 学童保育所の一時保育事業利用者数の推移

平成27年度から開始した学童保育の一時保育事業の利用者数は、年度によって差がありますが、開始当初よりは減少しています。

■ 学童保育所の一時保育事業の実績の推移

| | | 単位 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 学童保育 一時保育 | 延人/年 | 1,008 | 600 | 474 | 193 | - |

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では、3小学校に対して5施設（高根小学校の空き教室利用を含む）が整備されており、小学校の高学年も受け入れています。

国勢調査による本村の女性の就業率は、平成27年の時点でM字型カーブはほぼ解消しています。また、ニーズ調査の回答からは、就学前児童保護者の77.5%、小学生保護者の77.8%が共働き世帯であることがうかがわれ、現状の就業率から大幅に上昇することはないと考えます。

量の見込みからは、利用者数は、定員を下回るが見込まれることから、今後も内容の充実に努めます。また、障がい児など特別な支援が必要な場合は、関係機関で連携し、適切な対応に努めていきます。

また、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体とした放課後子ども総合プランの推進を検討していきます。

■ 放課後児童健全育成事業 量の見込み

| | 単位 | 学年 | 実績 | 推 計 | | | | |
|--------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込み | 人 | 1年生 | 41 | 40 | 39 | 41 | 36 | 33 |
| | | 2年生 | 42 | 38 | 42 | 40 | 42 | 37 |
| | | 3年生 | 28 | 26 | 25 | 26 | 25 | 26 |
| | | 4年生 | 25 | 21 | 24 | 22 | 23 | 22 |
| | | 5年生 | 16 | 13 | 12 | 13 | 12 | 12 |
| | | 6年生 | 6 | 7 | 6 | 5 | 6 | 5 |
| | | 合計 | 158 | 144 | 150 | 148 | 144 | 135 |
| ②確保方策 | 人 | 定員 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 |
| ②-① | | | 2 | 16 | 10 | 12 | 16 | 25 |

9) 妊婦健康診査

〔 概 要 〕

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。なお、国（厚生労働省）では出産までに14回程度の受診を推奨しています。

〔 長生村の事業 〕

本村では、妊娠・出産に備えて必要な母子健康手帳を保健センターで交付しており、その際に妊婦への妊婦健康診査受診の指導や手続きの説明、助言を行っています。

受診費用の公費負担として全ての妊婦健診（概ね14回）の費用を村で補助しています。

■ 妊婦健康診査実績の推移

| | | 単位 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 妊婦健康診査 | 回/年 | 815 | 886 | 633 | 772 | - |

〔 量の見込みと確保の内容 〕

本村では、妊婦が定期的に健診を受けやすくし、安全なお産を迎えるため、妊娠中必要とされる14回分の健診助成券を母子健康手帳交付時に配布し、その際に妊婦への妊婦健康診査受診の指導や手続きの説明、助言を行っています。また、健診助成券を使用して自己負担が生じた場合は、その自己負担分について1回につき上限2,000円（14回）を助成しており、今後も内容の充実に努めます。

■ 妊婦健康診査 量の見込み

| | | 単位 | 実績 | 推 計 | | | | |
|-------|--------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 量の見込み | 妊婦健康診査 | 回/年 | 772 | 719 | 769 | 769 | 744 | 719 |

10) 養育支援訪問事業及び虐待防止対策連絡協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

〔 概 要 〕

児童虐待防止及び早期発見・早期対応のため、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業及び関係機関が連携することにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業及びその他の者による要保護児童に対する支援に資する事業があります。

●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他の者による要保護児童等の支援に資する事業）

児童虐待を防止するとともに、虐待に対応するため、児童福祉や母子保健担当課等が主体となって、関係機関・職員、その他の人々と連携し「虐待防止等対策ネットワーク」や「虐待防止対策連絡協議会」を設置し、活動する事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、養育支援訪問事業はしていませんが、保健師による新生児訪問を全数実施する中で、支援が必要な家庭には、必要に応じて、保健師による継続訪問や電話連絡を行い、継続支援を行うとともに、乳幼児健診において育児負担の状況把握をしています。また、「長生村要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の防止や被害児童の保護に努めています。

■ 養育支援が必要な訪問数の推移

| | | 単位 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 訪問数 | 件/年 | - | 9 | 15 | 9 | - |

〔 量の見込みと確保の内容 〕

引き続き、新生児訪問や乳幼児健診の中で状況把握をし、必要に応じて、継続支援を行うとともに、子育て世代包括支援センター及び関係機関で連携をとり、適切な養育支援の実施に努めます。また、「長生村要保護児童対策地域協議会」によって、虐待の防止や被害児童の保護に取り組みます。

■ 養育支援訪問事業 量の見込み

| | 単位 | 実績 | 推 計 | | | | | |
|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 量の見込み | 訪問数 | 件/年 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

〔 概 要 〕

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〔 長生村の事業 〕

本村では、現在標記事業は実施していません。センターの事業とされている児童の預かりに関して各小学校における学童保育の一環として一時保育を実施しています（前述の「学童保育」参照）。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

〔 概 要 〕

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

〔 確保の内容 〕

実費負担の部分については、国が定める基準で認められた実費徴収について、必要に応じて、検討します。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

〔 概 要 〕

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

〔 確保の内容 〕

本村では、公立の3保育所で必要な人数を確保できていることから、新規の民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。今後、本村への参入を希望する民間事業者があった場合、検討します。

各論Ⅱ 子ども子育て支援施策
[次世代育成支援対策地域行動計画]

第1章 地域における子育ての支援

子どもたちが健やかに成長することのできる社会の実現のためには、子育て家庭を社会全体で支えるという視点に立ち、子育て支援を推進していかなければなりません。

そのためには、「各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業」の中で位置づけた、子育て世代包括支援センターや、保育所などの行政側の取組だけではなく、子ども、子育て中の住民や地域のボランティアをはじめとする住民同士が、互いに支え合うことのできるようなネットワークをつくっていくことが必要です。また、公共施設の開放、地域資源の活用や経済的負担の軽減に向けた支援など、地域における利用しやすいサービスの充実を図っていくことも重要です。

第1節 子育て支援のネットワークづくり

【現況と課題】

現代社会においては、核家族化の進行に伴って、家庭における子育て機能が弱くなっていると言われています。本村では、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援ができるよう、平成30年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関との連携に努めています。また、様々な媒体や機会を通じた子育て支援情報の提供にも努めています。

しかし、民間事業者や地域を含めたネットワーク化については、進んでいるとは言い難い状況となっています。

【基本施策・施策の方向】

引き続き、子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援や、情報提供の充実に努めます。また、学校に設置予定のコミュニティスクールとの連携を検討し、地域ぐるみのネットワーク化を進めていきます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-------------------|--|-----------------|
| 1 | 子育て世帯への情報提供 | 子育てに関する情報提供の充実に努めます。 【主な媒体】 ・子育てハンドブック ・広報、ホームページ ・母子保健事業の年間予定表 等 | 子ども教育課 健康増進課 |
| 2 | 子育て支援における関係機関との連携 | きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質を向上させるため、民間事業者やコミュニティスクールなどの様々な地域活動団体と行政の官民の枠を超えた、地域における子育て支援のネットワーク化に努めます。 | 子ども教育課 健康推進課 |

第2節 児童の健全育成

【現況と課題】

子どもは、集団における遊びを通じて、仲間づくり、社会性や規範意識などを育てていきます。しかし、少子化の進行や、ライフスタイルの変化など、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。このため、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末の居場所づくりの推進が必要です。

本村では、「各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業」の中で位置づけた、放課後児童健全育成事業の他、「おはなし会」や「夏休み小学生教室」等の取組を実施しています。また、学校に配置したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援を得ながら、子どもや保護者が相談・助言のしやすい環境づくりに努めていますが、家庭や地域を含めて組織的・計画的な対策を講じる必要があります。

【基本施策・施策の方向性】

地域の子どもたちが、放課後、週末、夏期や冬期の長期休業日において、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

また、保育所、学校、公民館、図書室、子どもの遊び場等の施設の活用や、奉仕・体験活動、スポーツ活動、世代間交流による青少年健全育成活動の促進に努めます。

さらに、少年非行等への取組、保護者の子育て支援、引きこもりや不登校対応において、家庭、学校、児童相談所、少年センター、警察が連携し、地域ぐるみでの支援に取り組みます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------------|--|-----------------|
| 3 | 児童・生徒のための放課後等の居場所づくり | 放課後等の児童・生徒の居場所づくりに努めます。また、体制整備に向けて、福祉関係課と教育委員会との連携に努めます。 | 子ども教育課 生涯学習課 |
| 4 | 子どもの遊び場の維持管理 | 身近にある青少年の健全な遊び場、幼児の安全な遊び場、幼児の安全な遊び場として、欠くことのできない公共空間として適切な維持管理に努めます。 | 子ども教育課 |
| 5 | 公民館・文化会館等の活動の推進 | 児童の健全育成に向けて、読書、絵本の読み聞かせ、書道、夏休み教室など、様々な活動に努めます。 | 生涯学習課 |
| 6 | 子ども読書活動の推進 | 千葉県との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ「子ども読書推進計画」の作成、子ども向けの図書資料整備や環境整備、図書ボランティア・読み聞かせボランティア・ブックスタートボランティアとの連携によるサービスの提供、おはなし会、図書室の情報提供推進など、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく子ども読書活動推進計画に位置づけられている施策の推進に努めます。 | 生涯学習課 |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------|--|-----------------|
| 7 | 家庭児童相談事業 | 子どもの生活習慣、しつけの問題、家庭における人間関係、学校生活、引きこもり、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けます。その際、案件によっては、家庭訪問、千葉県及び児童相談所等関係機関と連携し支援します。 | 健康推進課 子ども教育課 |
| 8 | スクールカウンセラー配置事業 | 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を配置し、児童生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校、暴力行為等の問題行動について、専門的立場から生徒・教師・保護者のカウンセリングを行い、指導、助言、援助します。 | 子ども教育課 |
| 9 | 不登校対策の整備 | 不登校児童生徒の早期発見・早期対応を始め、より一層きめ細かな支援を行うため、適応指導教室を中心とした不登校対策を充実し、学校、家庭、関係機関が緊密に連携した地域ぐるみの活動に努めます。 | 子ども教育課 |

第3節 経済的支援の充実

【現況と課題】

平成28年の国民生活基礎調査※によると、全国の子どもの貧困率は13.9%と、7人に1人が貧困線（全国の平均的な所得の半分の所得）を下回る世帯で暮らしている状況です。

本村では、子ども医療費や予防接種費用の助成をはじめとした、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めています。しかし、ニーズ調査結果によると、この1年間で、子育て（教育を含む）に関して経済的に苦しいと感じたことについて小学生保護者を対象に聞いたところ、「常に苦しいと感じる」のは、13.1%、「常にではないが、たまに苦しいと感じる」のは47.3%をしめ、半数以上の過程で経済的な不安を抱えていることがうかがわれます。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図っていく必要があります。

国民生活基礎調査

全国の世帯及び世帯員を対象に、3年ごとに大規模な調査、中間の各年に簡易な調査を実施する、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項に関する調査。

【基本施策・施策の方向】

安心して妊娠・出産・子育てができるように、医療費や予防接種費用の助成をはじめとする、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------|---|--------|
| 10 | 福祉タクシー事業 | タクシーを利用しなければ移動が困難な妊産婦へタクシー利用券（チケット）を交付し、タクシーを利用した場合、その料金の一部を助成します。 | 福祉課 |
| 11 | おめでとう赤ちゃんプレゼント事業 | 出生した子どもの健やかな成長を願い、保護者の出産に祝意として、こども商品券を支給します。 | 健康推進課 |
| 12 | 児童手当の支給 | 家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当を、中学校修了までの児童を養育している方を対象に支給します。 | 子ども教育課 |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------|---|--------|
| 13 | 子ども医療費助成 | 県の子ども医療費助成制度は、子どもの保健対策を充実し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を県と市町村で助成する制度です。本村では、入通院ともに乳児から高校3年生までを対象に助成します。 | 子ども教育課 |
| 14 | 任意予防接種費用助成事業 | 下記任意予防接種費用の一部を助成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ロタウイルス（R2.9.30まで） ・おたふくかぜ ・インフルエンザ（中学3年生のいる世帯全員） | 健康推進課 |
| 15 | 保育料の減免 | 3歳以上児の保育料は令和元年10月から無償化されました。3歳未満児の保育所入所等に要する費用については、長生村が定める保育料基準額表により保育料を徴収していますが、下記世帯では保育料の減免を行い経済的支援に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯 ・在宅障がい児（者）のいる世帯 ・生活保護法による被保護世帯等 | 子ども教育課 |
| 16 | 就学援助制度 | 要保護・準要保護世帯で、経済的な理由により就学困難な児童生徒について、就学に必要な費用の援助を行うことで、就学環境を支援します。 | 子ども教育課 |
| 17 | 奨学資金貸付制度 | 教育を受ける機会を確保するため、経済的な理由によって就学が困難な生徒・学生を支援します。 | 子ども教育課 |

第2章 子どもと母親の健康の確保及び増進

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の確保・思春期の保健対策が不可欠です。また、子どもを育む環境を整えるだけでなく、妊娠・出産・育児と切れ目のない一貫した支援も必要です。

第1節 子どもと母親の健康の確保

【現況と課題】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、本村では乳幼児健診・新生児訪問・ママパパ教室等の母子保健における、健康診査・訪問指導・保健指導等の充実に努めています。

また、母親の育児の孤立化を防ぐために、妊娠中からの仲間づくりや、安全な妊娠・出産に向け、妊婦はもちろん家族全体で好ましい生活習慣に気を配ることが必要です。本村では、母子健康手帳の交付時などに、個別に情報提供・相談を実施するとともに、平成30年度に開始した「おやこあそびくらぶ」で妊婦の参加日を設けるなど充実に努めています。しかし、機会を設けても参加者が集まらないことがあり、周知や取組の方法が課題となっています。

【基本施策・施策の方向】

安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもと母親の健康の確保に努めます。また、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制を確保するとともに、内容の充実に努めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------|--|-------|
| 18 | 母子健康手帳等の交付 | 妊娠、出産、子どもの成長記録として全ての親子が活用できるよう、母子健康手帳を保健センターで随時窓口交付します。交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦乳幼児健康診査受診票の使い方の説明、子ども医療費助成制度及び児童手当の手続きの案内に努めます。 | 健康推進課 |
| 19 | ママパパ教室の開催 | 安全な妊娠・出産の経過と、母性・父性の育成により健やかに子どもを生み育てることができるように支援することを目的として、保健センターでママパパ教室を開催します。 | 健康推進課 |
| 20 | 新生児聴覚検査の検討 | 計画期間中の実施について検討します。 | 健康推進課 |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-------------|--|-------|
| 21 | 産後ケア事業の検討 | 村内での確立体制を整備することは困難なため、村外施設と連携した実施について検討します。 | 健康推進課 |
| 22 | 予防接種の実施 | 感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象とした、法律による予防接種の実施に努めます。 | 健康推進課 |
| 23 | 新生児・妊産婦訪問指導 | 新生児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、妊娠中や新生児期の不安の高い時期に、保健師による家庭訪問を行います。また、里帰り希望のある方の対応に努めます。 | 健康推進課 |
| 24 | 乳幼児保健指導の実施 | 育児不安がある親や各種健診、相談後に継続指導が必要な乳幼児に対し定期的に訪問、電話相談等を実施し、保健指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。 | 健康推進課 |
| 25 | 乳幼児健康診査の実施 | 乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、早期治療のために、医療券を利用して3～6か月児、9～11か月児の健康診査のほか乳児（4か月児、7か月児、12か月児）、1歳6か月児、3歳児等を対象にした健康診査を行います。また、事後対策としては、要継続指導児を把握し、適切なフォローを行うとともに、未受診児に対しては、電話・文書・訪問等にて勧奨し、発達確認に努めます。 | 健康推進課 |
| 26 | 乳幼児の育成指導の実施 | 乳幼児健康診査や健康相談の結果、経過観察と診断された乳幼児とその保護者に対して、その乳幼児の健やかな発達への支援を目的とした乳幼児の育成指導事業として、保健センター等で各種教室・相談の実施に努めます。 | 健康推進課 |
| 27 | 歯科健康診査等の実施 | 1歳6か月児、2歳児歯科健診、3歳児健診時に歯科医師による歯科健康診査及び歯科衛生士による個別指導を実施します。口腔衛生状態の悪い幼児等を対象に、保育者の歯に対する関心を深め、生活習慣のひとつとして、歯みがきの定着を図ります。また、希望者にフッ化物歯面塗布を行います。 | 健康推進課 |
| 28 | 口腔の健康管理 | 歯科健診や健康教育、保育所の年長児から中学卒業までフッ化物洗口を行い、むし歯予防等の口腔の健康管理の取組に努めます。また、永久歯のむし歯を予防し、8020運動を促進します。 | 健康推進課 |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------|--|-------|
| 29 | 子育て教室の開催 | 乳幼児をもつ親等を対象に、育児についての知識の普及と育児不安や負担の軽減を図ります。親相互の交流や親子の触れ合いなどを通し、親の主体的な活動を尊重して自主力を高めることを目的とし、ベビーマッサージ教室、離乳食教室などの子育て教室を保健センターで開催します。 | 健康推進課 |

第2節 食育の推進

【現況と課題】

子どもの健やかな成長に必要な望ましい食習慣の形成、家庭における食事の大切さを考えること、バランスのとれた食生活を実践する能力が脆弱化していると言われています。また、朝食をとらないなどの欠食や、子どもが食事を一人でとる孤食の状況もみられます。このため、乳幼児期からの正しい食習慣に対する知識の普及や食を通じた豊かな人間形成を図っていくことが必要です。

【基本施策・施策の方向】

食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や、食を通じた家族との良好な関係づくりが促進されるよう、村の食育推進計画に準じた、食育の推進に取り組みます。

さらに、地元生産者・産業課と連携し、長生村産の食材を積極的に給食に利用するなど地産地消に努めるとともに、収穫などの体験機会を通じて、豊かな食文化を継承していくことに努めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------|--|----------------|
| 30 | 離乳食指導 | 乳児の保護者を対象に、離乳食の進め方や与え方を理解し、離乳食の大切さについて認識を深めてもらうため、保健センターで離乳食指導に努めます。また、乳児健診時や相談があった場合は、個別に対応します。 | 健康推進課 |
| 31 | 保育所給食の推進 | 令和元年10月から3歳未満児・3歳以上児ともに完全給食に移行しました。入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤、おいしい・楽しいという情緒的機能、食事を大切に考える考え方を教える教育的機能等の役割をもつ保育所給食の推進・充実に引き続き努めます。 | 子ども教育課 各保育所 |
| 32 | 学校給食の推進 | 児童生徒の発育や健康を支える学校給食では、自校給食方式の特色を生かしながら、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導等を推進します。また、バランスのよい食事の提供や郷土色を取り入れた地元産の食材の使用等、地産地消に努めます。さらに、児童生徒の家庭に対しては、献立表や給食だよりを発行・配付するなど情報の提供に努めます。 | 子ども教育課 各学校 |

第3節 思春期保健対策の充実

【現況と課題】

思春期は、身体的・心理的・社会的な成長が著しく、子どもからおとなへの移行期として、自己を確立しながら独立していく時期です。悩みや不安などから精神的に不安定になりやすい時期のため、不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりする前に適切な対応が必要となります。

また、この時期は、性についての関心が高まる時期です。思春期における心身の健康は、本人はもちろん、次世代にも影響を及ぼす問題となるため、正しい知識を身に付け、責任ある行動をとれるよう育成することが重要となります。

【基本施策・施策の方向】

思春期の子どもに対して、心の健康づくりについての情報提供や相談機関の周知、性や健康についての正しい知識の普及を図るとともに、必要に応じて専門機関等への相談を勧めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|--|--------------|
| 33 | 思春期教室の実施 | 思春期の子どもへのかかわり方について、関係機関と連携し、学級担任・養護教諭・スクールカウンセラーから情報提供を行い、思春期教室の開催に取り組みます。 | 各学校 健康推進課 |
| 34 | 性についての正しい知識・男女の相互理解の普及 | 性に対する意識や性行動の実際について、関係機関と連携し、各学校からの聞き取りを行いながら、その現状把握に努めます。また、教職員対象の性教育研修会への積極的な参加を呼びかけ、現在の性感染症の実態や具体的な指導事例等についての研鑽を深めます。さらに、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。 | 各学校 健康推進課 |
| 35 | 未成年者の健康影響についての教育推進 | 小中学校において、未成年者の喫煙・薬物乱用・飲酒による健康被害、がん予防について保健指導を通じて、具体例をもとに認識を深める授業展開に努めます。 | 各学校 健康推進課 |
| 36 | 心の健康に関する情報提供・知識の普及 | 精神疾患の増加に伴い、心の健康が健康課題の重点として認識される中、心の健康づくりについて有益な情報提供や正しい理解の周知に努めます。また、「千葉いのちの電話」、「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもと親のサポートセンター」のPRにも努めます。 | 健康推進課 |

第4節 小児医療の充実

【現況と課題】

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが必要です。

【基本施策・施策の方向】

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、地域医療体制の整備を検討していきます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------|---|-------|
| 37 | 地域医療体制の整備 | 多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備に努めます。 | 健康推進課 |
| 38 | 休日・夜間医療体制の整備 | 休日・夜間当番医療体制、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供を充実し、周知を図ります。 | 健康推進課 |
| 39 | 第二次救急医療体制の整備 | 長生郡において、24時間小児科医が対応する第二次救急拠点病院や小児科医を置く病院が輪番で受け入れをする体制がないため、今後小児救急に関する体制の整備を検討します。また、妊娠中毒症や超未熟児等の周産期医療のため、NICU病床の整備や搬送体制の充実を図るよう関係機関との連携に努めます。 | 健康推進課 |

第3章 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

令和2年度から始まる新たな学習指導要領では、変化する社会の中で生きる子どもたちに必要な力として、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性など」の3つの柱を掲げています。この3つの力をバランスよく育むためには、学校の授業だけではなく、家庭や地域と連携していくとともに、子どもたちが主体的に学んでいくことができるような環境を整備していく必要があります。

第1節 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現況と課題】

本村の教育大綱では、「豊かな心を持ち生涯にわたって学び続ける意欲と、たくましく生きる力を育成する」ことを推進しています。

これまでは、学習指導支援員や特別支援介助員の協力を得た指導計画に基づく授業の実施や、地域の人の協力を得た活動の実施、また、青少年健全育成団体を中心とした様々な体験活動の充実に努めてきました。

しかし、体験活動やジュニアリーダーへの参加人数が減少しており、人材の確保が困難になってきています。時代に即したプログラムや体制を検討していく必要があります。

【基本施策・施策の方向】

これまでの取組を継続するとともに、次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、時代に即した学校の教育環境等の整備に努めます。

(1) 確かな学力の向上

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------|---|-----------------------|
| 40 | 学校基礎学力向上の推進 | 授業時数の確保や個に応じた指導の充実を図るとともに、指導と評価の一体化や補充学習を取り入れることで児童生徒の基礎基本の定着が実現できるよう努めます。 | 子ども教育課 各学校 |
| 41 | 総合的な学習充実支援事業 | 小中学校において、専門的な知識や技能を有する人材活用を意図的・計画的に取り入れることで、児童生徒により実感のこもった体験活動の場を設定します。 | 子ども教育課 各学校 |
| 42 | 国際理解教育の拡充 | 外国人と触れ合う機会を設け、外国語や外国の文化に触れ、慣れ親しませる機会を提供し正しい国際理解の素地を養うことに努めます。 | 子ども教育課 各学校 各保育所 |
| 43 | 情報教育の充実 | 児童生徒のスキルアップだけでなく、ICTを活用した効果により興味関心の深まる授業の構築を目指します。 | 子ども教育課 各学校 |
| 44 | 障がい児教育（学級）の充実 | ノーライゼーションを基本とし、障がいのある児童生徒が、小中学校において、障がいの種類や程度に応じて、適切な教育が受けられるよう、教育環境の充実に努めます。 | 子ども教育課 各学校 |

(2) 豊かな心の育成

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------------------|--|---------------|
| 45 | 道徳教育の充実 | 道徳の授業時数の確保を行うと同時に、「心のノート」を活用し、児童生徒の実生活に即した題材を提示し、道徳教育の充実を図ります。また、「心のノート」を保護者にも見てもらうなどの工夫をし、学校と家庭の連携を重視した双方向型の指導を推進します。 | 子ども教育課 各学校 |
| 46 | 福祉教育の推進 | 障がいに対する偏見を取り除くため、心の教育に努めます。特に、青年層のやさしさや思いやりを育むため、学校における福祉教育の充実に努めます。 | 子ども教育課 各学校 |
| 47 | 多様な体験活動の推進 | 青少年健全育成団体を中心として、地域と行政が連携・協力することで、キャンプ大会やスキー交流会・その他スポーツイベントなどを実施し、多様な体験活動を推進します。 | 生涯学習課 |
| 48 | 生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止 | 生徒指導は、全職員が一体となって取り組むことから、各学校の指導理念についての共通理解を図り、全職員が協力して指導できる体制を整えます。一方で、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら地域ぐるみの取組に努めます。 | 子ども教育課 各学校 |

(3) 健やかな体の育成

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------|--|-----------------|
| 49 | 運動部活動の支援 | 外部指導員や学校部活動支援員等の外部人材や地域との連携を強め、運動部活動の充実を図ります。 | 子ども教育課 各学校 |
| 50 | 小児生活習慣病の予防 | 肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣の改善や栄養・適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、体を使った遊びによる運動不足の解消を呼び掛け健康教育等の充実を図ります。また、小学4年生・中学1年生を対象に予防健診と事前事後指導について、継続して行うことにより、小児生活習慣病の予防に努めます。 | 子ども教育課 健康推進課 |

(4) 信頼される学校づくり

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------|--|---------------|
| 51 | 学校運営の充実 | 開かれた学校づくりを推進するため、地域や学校の実態に応じ、PTA等家庭や地域の人々の協力を得て、学習指導の充実を図ります。また、組織マネジメントを軸に教員の適材適所を判断し、個々の個性、長所を生かせる体制づくりに努め、学校運営全般の活性化を目指します。 | 子ども教育課 各学校 |
| 52 | 学校支援ボランティアの活用 | 児童生徒の教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が幅広く連携することが大切なことから、保護者、地域人材、さらには各種団体等の教育力を生かし、学校支援ボランティアの有効活用に努めます。 | 子ども教育課 各学校 |
| 53 | 学校評議員制度の活用 | 学校評議員制度を活用し、地域及び家庭と学校との連携・協力に一層努めます。 | 子ども教育課 各学校 |
| 54 | 教職員の研修の充実 | 時代のニーズと各学校の実態に応じた研修課題を設定し、全職員の共通理解のもと、計画的・組織的・継続的な研修活動を推進します。また、関係機関との連携を図りながら、教職員が主体的に取り組める研修機会を充実させます。 | 子ども教育課 各学校 |
| 55 | 安全管理の推進 | 児童生徒に安全な環境を提供できるよう地域の関係機関及び関係団体と連携しながら、安全管理に関する取組を進めます。 | 子ども教育課 各学校 |
| 56 | 少子化に伴う施設の有効活用 | 児童生徒の少子化による在籍数の減少に伴い、教室に余裕が生じることから、空き教室を始めとする学校施設を地域に開放する等、開かれた学校づくりの一環として、学校施設の有効活用に努めます。 | 子ども教育課 |
| 57 | 学校施設の整備 | 子どもに安全で豊かな環境を提供するために、必要に応じた校舎の改修など、学校施設の整備に努めます。 | 子ども教育課 |

第2節 家庭や地域の教育力の向上

【現況と課題】

近年、育児不安や児童虐待の背景として、核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。

本村では、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親への情報提供・相談体制を充実するため、保健師等の専門家が連携して、子育ての悩みや問題を抱える家庭に対する育児相談や情報提供等を行う家庭教育支援を推進していく子育て世代包括支援センター事業を実施しています。

また、長生村青少年育成会・長生村子ども会育成会連絡協議会・長生村青少年相談員連絡協議会が連携し、地域における人材育成・活動の場となり事業を推進していますが、事業・育成に携わる人材不足が顕著となってきており、その確保・養成が課題となっています。

【基本施策・施策の方向】

子どもを地域全体で育てる観点から、家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

(1) 家庭教育の支援の充実

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------|---|-----------------|
| 58 | 子育て学習講座事業の推進 | 子育てやしつけなど、家庭教育のあり方を見つめ直してもらうため、親子が他の友達と楽しく遊ぶ機会を提供することで家庭教育の再生に努めます。 | 生涯学習課 子ども教育課 |
| 59 | 健診時の遊びの提供 | 乳幼児健康診査時に、お話しボランティアによる絵本の読み聞かせ、手遊び等の紹介、保育士による遊びの指導を取り入れ、母親等が遊びを通して子どもとのかかわりを学ぶ機会の提供に努めます。 | 健康推進課 生涯学習課 |
| 60 | 子育てサークル活動への支援 | 地域の子育て支援を目的に、子育てサークル活動への支援に努めます。 | 健康推進課 子ども教育課 |

(2) 地域の教育力の向上

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------------|--|--------|
| 61 | 地域活動推進用機材の貸出 | 触れ合いと相互理解を広げる活動の促進を図るために、地域活動推進用機材を自治会等各種団体へ貸し出し、活動支援に努めています。 | 生涯学習課 |
| 62 | 学校施設の開放 | スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育委員会の所管する学校体育施設（小中学校）の開放に努めます。 | 子ども教育課 |
| 63 | スポーツ大会等の開催 | 子どもから高齢者まで、だれもがスポーツを楽しみ、生活の中に取り入れられるよう、各種大会やスポーツ教室等の充実を図り、様々なスポーツに触れ、人と人との触れ合いの中で豊かな心と健康の増進に努めます。 | 生涯学習課 |
| 64 | ジュニアリーダーの育成 | 中学生の青少年健全育成事業への参加や小中学生の研修会への参加等を通じ、ジュニアリーダーの育成確保に努めます。 | 生涯学習課 |
| 65 | 小・中学校PTA連合会・連絡協議会の開催 | 教育力の向上と地域コミュニティづくりを目的として、小学校・中学校のPTA関係者が一堂に会し、様々な教育上の問題についての情報提供・研修会を実施します。 | 生涯学習課 |
| 66 | 体育協会活動の充実 | 住民の体力づくりと健康維持促進を図り、スポーツを通してのコミュニティづくりを推進するため、体育協会活動の充実に努めます。 | 生涯学習課 |
| 67 | 地域活動への支援 | ボランティアの積極的な活動が展開されている「子ども会」をはじめ、地域活動を奨励するために地域組織の育成、指導者の発掘・養成、PR活動の推進、生涯学習相談の実施、活動内容・活動場所の提供、支援・協力等事業の推進に努めます。 | 生涯学習課 |

第3節 次世代の親の育成

【現況と課題】

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ、効果的な取組を推進することが必要です。

また、家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域の環境整備を進めることが必要です。

【基本施策・施策の方向】

男女が協力して家庭を築くことや子育ての楽しさや子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について各分野が連携しつつ、効果的な取組を推進します。また、結婚願望を持っている男女の出会いの場づくりを進めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-------------------|--|------------------|
| 68 | 学校教育における男女共同参画の推進 | 小中学校において、社会科・道徳・特別活動等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて、男女相互の理解を深める等の指導を推進します。 | 子ども教育課 |
| 69 | 男女の出会いの場づくり | 結婚願望を持ちつつも、出会いの機会に恵まれない男女に対し、出会いの場の提供・相談などの支援に努めます。 | 企画財政課 社会福祉協議会 |

第4節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現況と課題】

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌等が販売されていることに加え、インターネットを始めとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。このため、家庭、学校、地域、関係機関が連携して有害環境対策を進めていくことが必要です。

また、スマートフォンやSNSが社会に定着していく中で子どもの遊びやコミュニケーションのあり方も激変しており、従来の有害環境対策だけではなく、ネットパトロールなどの方策を検討していくことが必要です。

【基本施策・施策の方向】

子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、家庭、学校、地域、関係機関の連携を深め、子どもが健全に成長できる環境づくりに努めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------------|--|-----------------|
| 70 | 子どもや保護者に対する教育・啓発の推進 | 子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないように、インターネットを始めとするメディア上の子どもに関する情報を活用するとともに、メディアの問題性や特性の理解を促すために、子どもや保護者に対する各種啓発活動に努めます。 | 生涯学習課 |
| 71 | 企業等への有害環境改善の働きかけの推進 | 地域、警察、関係団体ボランティア等と連携して情報を提供し合い、有害図書・ビデオ・ソフト等の存在を把握し、関係者の理解を求め、環境改善に努めます。 | 子ども教育課 生涯学習課 |
| 72 | 有害環境改善の促進 | 防犯パトロール等による青少年の非行防止や有害環境の排除、防犯指導員の活動に対し、必要な支援に努めます。 | 総務課 |

第5節 子どもの権利づくりの推進

【現況と課題】

子どもに関わる取組においては、全ての子どもの幸せを目指す「子どもの権利条約」(1989年=平成元年、国連で採択)で掲げられている、その子どもにとって最もよいことを第一に考えるという「子どもの最善の利益」の理念を踏まえ、進めていく必要があります。この条約の理念の普及に努めるとともに、子どもの視点を尊重した社会を創っていくことが必要です。

【基本施策・施策の方向】

子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりの推進に努めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------------|---|-----------------|
| 73 | 子どもの権利条約に関する啓発普及の促進 | 小中学校において、人権教育の全体計画及び指導計画を作成し、児童生徒の人権意識の醸成に努めます。また、「子どもの権利条約」の内容についてパンフレット等での普及・啓発を図り、子どもの人権を尊重する地域社会の構築に努めます。 | 子ども教育課 |
| 74 | 子どもの声を生かしたまちづくりの推進 | まちづくりに、子どもの意見や要望を反映できるよう、企画や意見の発表の場を提供できる環境整備に努めます。 | 企画財政課 まちづくり課 |

第4章 子育てを支援する安全な生活環境の整備

安心して子どもを生子、育てるためには、安全に安心して生活ができる環境の確保が必要です。そのため、子どもが身近な地域で、いつでも自由にのびのびとした遊びができるような遊び場の整備や子連れでも安心して外出できるように身近な地域環境の整備による住みよい地域づくりが必要です。

また、全国的に多発する子どもが被害に遭う事故や犯罪は、小学校の登下校の時間帯に発生が集中しています。かつては、地域の防犯ボランティアが子どもの見守り活動を行っていましたが、近年は、防犯ボランティアの担い手不足、共働き家庭の増加等により「地域の目」が減少し、見守りの空白地帯が生じていることから、登下校時における総合的な防犯対策の強化を進めていくことが必要となっています。

第1節 安心して子育てのできる生活環境の整備

【現況と課題】

良好な居住環境を形成するためには、開発活動を適正に誘導する必要があります。

既成市街地においては、火災や地震などの災害発生時に被害が拡大しやすいため、建築物の不燃化・耐震化に努めるなど災害に強いまちづくりを進めるとともに、利便性や居住性の高い住宅の供給を促進することが課題となっています。また、整備された道路交通環境、公園や公共交通機関、公共建築物等のバリアフリー化等、安心して生活・外出できる、豊かな「まちづくり」を推進する必要があります。

【基本施策・施策の方向】

適正な土地利用や秩序ある建築の誘導を行うとともに、耐震対策など老朽木造住宅の更新やバリアフリー住宅を促進することにより、子育てがしやすい居住環境の形成を目指します。子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や安全・安心に利用できる公園や公共施設等のバリアフリー化等を進めていきます。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うよう努めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------|---|---------------|
| 75 | 地域道路の整備と幅の広い歩道の整備 | 通学路を優先として狭い道路の改良や歩道設置に努めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、幅の広い歩道の整備に努めます。 | まちづくり課 |
| 76 | 道路の安全確保 | 交通弱者である歩行者・自転車が安全に通行できるよう、交差点への車止めポストの設置等の道路交通環境整備に努めます。 | まちづくり課 |
| 77 | 外灯設置の促進 | 犯罪を防止し、安全に暮らせるまちづくりを推進するため、通学路を優先として外灯の設置促進に努めます。 | まちづくり課 |
| 78 | 居住環境の整備 | 快適で潤いのある道路、水路、憩いの場、レクリエーションの場等の公園、防災機能を備えた空間など、子育てを含めて安心できる居住空間の整備に努めます。 | まちづくり課 総務課 |
| 79 | 都市計画道路の整備 | 都市計画決定に基づき、車両交通を円滑に処理し、かつ歩行者、自転車の利便性・安全性を高めるため、都市計画道路網の整備に努めます。 | まちづくり課 |
| 80 | 交通安全施設の整備 | 交通量の多い交差点及び交通事故が発生しやすい場所については、道路改良を含め、信号機設置場所、歩行者の待避場所の確保などを警察等関係機関に積極的に働きかけます。 | まちづくり課 |
| 81 | 子育て世帯にやさしい公共施設等の整備 | 公共施設等に子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世代が安心して利用できる施設の整備に努めます。 | 関係各課 |
| 82 | 公園の安全確保 | 犯罪の発生の恐れのある公園については、防止対策として樹木のせん定を実施して見通しの良い環境づくりを進めます。また、清掃や草刈りも行い環境整備にも努めます。さらに遊具の安全確保に努めます。 | まちづくり課 |

第2節 子どもの安全を確保するための活動の推進

【現況と課題】

子どもを交通事故や犯罪などから守るため、警察、保育所、学校、学童保育所、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な防止対策を推進することが必要です。

【基本施策・施策の方向】

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携して学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-------------------------|---|--------------|
| 83 | 交通安全教育の推進 | 子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき、段階的かつ体系的な実施に努めます。 | 総務課 |
| 84 | 自主防犯活動の促進 | 住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪等に関する情報提供の推進に努めます。 | 総務課 |
| 85 | 関係機関・団体との情報交換 | 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換に努めます。 | 各学校 総務課 |
| 86 | パトロール活動の推進 | 学校付近や通学路、また危険個所におけるパトロール活動の推進に努めます。 | 各学校 総務課 |
| 87 | 防犯教育の推進 | 子どもが犯罪等に遭わないようにするために、防犯教育の実施に努めます。 | 各学校 保育所 |
| 88 | 「子ども110番」等防犯ボランティア活動の支援 | 防犯指導員やPTA等の防犯活動の支援や子どもたちの緊急避難場所となる「子ども110番」ステッカーの貼り付けを依頼する等、防犯ボランティア活動の支援に努めます。 | 総務課 生涯学習課 |

第5章 仕事と家庭の両立の推進

充実した生活をおくるためには、暮らしを支える仕事と、家事・育児等の生活と、どちらかを選ぶのではなく、両立することが必要です。しかし、現実には、仕事と子育ての両立ができなかったり、負担の大きい仕事によって健康を害してしまったりと仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、一人一人が望む生き方が実現できるように、地域社会で支援していくことが大切です。

第1節 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

【現況と課題】

「仕事と生活の調和」とは、仕事も生活も大切にすることです。どちらかを犠牲にすることなく、仕事の質、生活の質の両方をより高めることを目指す取組です。

そこで、全ての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、固定的な性別役割分担意識、働きやすい環境を阻害する職場の慣行等を解消することが必要です。

【基本施策・施策の方向】

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等において、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

また、「仕事の質」と「生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------|---|-----|
| 89 | 男女の働き方の意識の是正 | 固定的な性別役割分担意識、職場における慣行等を解消するため、研修会・講演会への参加促進やパンフレットの配布に努めます。 | 総務課 |
| 90 | 就業条件・環境の整備 | 家事・育児・介護は家族全員の協力により担うべきものですが、現実には女性の負担が大きく、就業の継続や社会参画を困難にしています。そこで男性も家庭生活を担うことで、男女がともに職業生活・家庭生活の両立ができるように、男女雇用機会均等法等法制度の周知・啓発に努めます。 | 総務課 |
| 91 | ハローワーク等関係機関との連携 | 関係機関と連携した地域住民の雇用の推進及び労働条件の改善に努めます。 | 産業課 |

第2節 仕事と子育ての両立の推進

【現況と課題】

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の啓発・広報、情報提供等について国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが必要です。

【基本施策・施策の方向】

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに働き続けられる環境整備の推進に努めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------|---|--------|
| 92 | 民間保育サービスへの支援 | 村は、公的保育サービスにより仕事と子育ての両立の推進に努めていますが、保護者の事情に配慮し、必要に応じ民間保育サービスへの支援も検討していきます。 | 子ども教育課 |
| 93 | 仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進 | 男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について企業・事業主等への啓発に努めるとともに、住民に対する広報に努めます。 | 総務課 |

第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の早期発見・未然防止のために、関係機関が連携し、サポート体制を構築していく必要があります。また、ひとり親家庭や、障がいを持つ子どもに対しては、相談体制の充実を図りながら支援をしていくことが必要です。

第1節 児童虐待防止対策の充実

【現況と課題】

全国的に、児童相談所の虐待相談対応件数は増加を続けており、深刻な児童虐待事件も後を絶たない状況です。このような中、児童虐待防止法において体罰禁止が明文化されるなど、児童虐待防止対策の抜本的強化を図っていくこととなりました。

児童虐待の早期発見・未然防止のために、関係機関が連携し、サポート体制を構築していく必要があります。

【基本施策・施策の方向】

被害を未然に防ぐため、母子保健事業の強化に努めます。また、被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携し、きめ細かな相談体制を確立します。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------|--|-----------------|
| 94 | 長生村要保護児童対策地域協議会の設置 | 児童虐待の防止と虐待に対応するために、児童福祉や母子保健担当課等を中核に、関係機関等とその専門家等と連携し、「長生村要保護児童対策地域協議会」を設置しています。 | 子ども教育課 |
| 95 | 児童虐待の発生予防 | 児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的・肉体的に最も支援を必要とする出産直後の時期を中心に母子保健事業の強化に努めます。 | 子ども教育課 健康推進課 |
| 96 | 児童虐待の早期発見・早期対応 | 児童からのサインに常に気を配りながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、その事実を確認した場合は、早急に関係機関へ連絡し、児童生徒への被害が最小限となるよう取り組みます。また、全職員で情報を共有するとともに対応できる体制づくりに努めます。 | 子ども教育課 健康推進課 |
| 97 | 児童虐待に関する相談体制の充実 | 被害を受けた子どもの早期発見と早期対応による立直り支援のため、担任、養護教諭、保育士、保健師、カウンセラー等が相談にあたります。また、家庭児童相談員に連絡したりするなど、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。 | 子ども教育課 健康推進課 |

第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進

【現況と課題】

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」や「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

【基本施策・施策の方向】

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に子育て支援、経済的支援等、総合的な対策に努めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------|---|--------|
| 98 | 就業機会の拡充 | 関係機関との連携により、パンフレット等による周知啓発、情報提供を行い、就業機会の拡充に努めます。 | 産業課 |
| 99 | ひとり親家庭等の自立、就業支援 | 現行制度として、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成制度などがあり、自立・就学支援を推進します。また、母子家庭・父子家庭の親の就労を支援するため、各種制度・支援をパンフレット、リーフレットを配布して周知に努めます。 | 子ども教育課 |
| 100 | 児童扶養手当の支給 | ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。 | 子ども教育課 |
| 101 | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | 母子家庭・父子家庭・寡婦及び親のいない20歳未満の経済的自立を支援するため、低利の各種生活資金の貸付を実施しており、今後も国・千葉県の指針に基づき資金の貸付を実施します。 | 子ども教育課 |

第3節 障がい児施策の充実

【現況と課題】

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼・児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、総合的な取組を一貫して推進することが必要です。

【基本施策・施策の方向】

療育体制の強化及び障がい児や保護者を支援する体制の強化に努めます。

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------------|---|------------------------|
| 102 | 障がい児への経済的支援 | 障がいのある児童の健康・福祉の推進を図るため、国・県の指針に基づき、障害児福祉手当の支給等、経済的な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・重度心身障害児医療費の助成 | 福祉課 |
| 103 | 障害児介護給付及び通所支援、計画相談支援事業 | 指定相談支援専門員を配置し、相談体制の整備に要する費用の一部を負担します。 在宅の障がい児が指定事業所及び基準該当事業所において居宅介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスを受けられるよう支援に努めます。各種支援において日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施します。 | 福祉課 |
| 104 | 療育が必要な児童生徒への対応 | 療育が必要な児童生徒に対し、健診事後教室を開催し、療育の場を提供したり、家族支援や日常・サービス等様々な相談を実施します。また、該当する児童生徒に対し、療育支援コーディネーターの派遣を進めます。 | 福祉課 健康推進課 子ども教育課 |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------|---|------------------------|
| 105 | 日常生活の支援 | <p>身体に障がいのある児童の日常生活を支援するため、補装具の給付と修理を行い、健康の保持、生活の安定を確保します。また、在宅の重度障がい児の日常生活において、便宜と能率の向上を図るため、ネブライザー（吸入器）、たん吸引器、入浴補助用具や便器等の日常生活用具の給付に努めるとともに、本事業の周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害児補装具給付事業 ・日常生活用具給付事業 | 福祉課 |
| 106 | 特別支援教育の推進 | <p>国のガイドラインに基づき、特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるとともに、「特別支援教育介助員」の計画的な配置、「特別支援教育研修会」の開催による教職員の専門性の向上、情報の共有化、関係機関との連携による教育支援委員会の開催、巡回相談の実施、専門家チームの設置、相談支援ファイルの活用等に努めます。また、特別支援学級へ入級する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学に必要な費用の一部を援助するために、特別支援教育就学奨励費を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の推進 ・特別支援教育就学奨励費の支給 | 子ども教育課 福祉課 健康推進課 |
| 107 | 障がい児等の支援体制の推進 | <p>障がい児やその可能性のある児に対し、障がい者基幹相談支援センターや児童発達支援センターとの連携のもと、情報の共有化と連携強化を図ります。また、幼少期から学齢期、成人に至るまでの記録を一括管理するライフサポートファイルを配布し、支援事業所や学校、医療機関や行政などの関係機関と必要な情報を共有し、子どもからおとなまで切れ目のない支援を行います。</p> | 子ども教育課 福祉課 健康推進課 |
| 108 | 医療的ケア児*に対する支援 | <p>医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を近隣の市町や事業所と連携を図り、総合支援協議会等を通じて設置を検討します。</p> | 福祉課 |

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療管理室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもを指します。

各論Ⅲ 計画の推進

第1章 計画の推進に向けて

第1節 住民・関係機関との連携

本計画における施策の推進に当たっては、行政だけではなく、保育所、企業、地域住民をはじめ、社会全体で子育てに取り組むという認識を持って進めていく必要があります。そのため、様々な広報活動や生涯学習等の学習機会を通じて、住民への意識啓発を推進します。

第2節 庁内における推進体制の充実

本計画における施策は、福祉・保健・教育など様々な分野が関連します。そのため、住民に効率的・効果的な支援を提供するため、関係各課の役割分担と連携により、施策の効率的な推進を図ります。

第2章 計画の進行管理・点検について

第1節 計画の進行管理

本計画の施策の実施に当たっては、国や県をはじめとする関係機関との情報交換・連携を強化するとともに、各施策の実施状況を把握し、点検を行うとともに事業の優先度を調整し、今後の取組に生かしていきます。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年度である令和4年度に計画の見直しを行います。

第2節 計画の推進状況の公表

本計画の策定に当たっては、長生村健康づくり推進協議会（子ども・子育て会議）による審議を行っており、各施策の推進状況に関しては、長生村健康づくり推進協議会（子ども・子育て会議）を通じて公表し、継続的に意見をいただけるよう努めます。また、住民に対し、村の広報紙等を活用して公表し、周知を図ります。

資料編

第1章 審議・策定経過資料

第1節 長生村健康づくり推進協議会（子ども・子育て会議）設置条例

平成23年9月20日

条例第14号

(設置)

第1条 村民の総合的な健康づくり対策を推進するため、長生村健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第77条第1項に規定する合議制の機関を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、村民の総合的な健康づくりのための方策を審議し、その結果を村長に報告し、必要な助言等を行うとともに、支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 小中学校の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年長生村条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年6月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 長生村健康づくり推進協議会委員名簿

| No | 該当する号 | 職名等 | 氏名 |
|----|------------------------|---------------------|---------------------|
| 1 | 一号該当 (保健医療関係団体の代表者) | 村医代表 | 津谷 恒夫 |
| 2 | | 村歯科医代表 | 木島 武文 |
| 3 | 二号該当 (関係行政機関の代表者) | 長生健康福祉センター長 | 大野 由記子 |
| 4 | | 国保運営協議会会長 | 小倉 利一 |
| 5 | | 民生委員児童委員協議会 会長 | 中村 隆男 |
| 6 | | 保健衛生推進協議会会長 | 小高 智恵子 |
| 7 | | 保育所長会代表 (高根 保育所) | 芝崎 晴美 |
| 8 | 三号該当 (小中学校の代表者) | 学校長会代表 | 宮崎 浩章 (～平成31年3月) |
| | | | 灰野 訓敏 (平成31年4月～) |
| 9 | | 養護教諭会代表 | 市原 典子 |
| 10 | | 栄養士会代表 | 江口 聡美 (～平成31年3月) |
| | 伊東 康恵 (平成31年4月～) | | |
| 11 | 四号該当 (学識経験者) | | 矢澤 俊夫 |
| 12 | | | 斉藤 悟 |
| 13 | | | 小倉 幸恵 |
| 14 | | | 板倉 智美 |
| 15 | | | 木島 直美 |
| 16 | | | 大西 雅美 |
| 17 | | | 東條 有希子 |
| 18 | | | 大坂 久江 |
| 19 | | | 武井 一枝 |

事務局：子ども教育課

第3節 策定経過

| 年月日 | 事項 | 概要 |
|---------------|---|--|
| 平成30年11月22日 | 平成30年度第1回長生村健康づくり推進協議会の開催 | ● ニーズ調査の実施について |
| 平成30年1月 | ニーズ調査（子ども・子育て支援事業計画策定に関する「子育て支援のためのアンケート調査」）の実施 | ● 村内在住の就学前児童保護者、小学生（3年生以下）保護者を対象に実施 |
| 平成31年2月21日 | 平成30年度第2回長生村健康づくり推進協議会及び学校保健事業担当者合同会議の開催 | ● ニーズ調査結果速報について |
| 令和元年6月20日 | 令和元年度第1回長生村健康づくり推進協議会の開催 | ● 長生村第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案について ● 量の見込みと確保方策について |
| 令和元年10月24日 | 令和元年度第2回長生村健康づくり推進協議会の開催 | ● 長生村第2期子ども・子育て支援事業計画素案について |
| 令和2年1月10日～24日 | パブリックコメントの実施 | - |
| 令和2年2月13日 | 令和元年度第3回長生村健康づくり推進協議会及び学校保健事業担当者合同会議の開催 | ● パブリックコメント結果について ● 長生村第2期子ども・子育て支援事業計画案について |

第2章 法制度に係る資料

第1節 子ども・子育て関連3法

(1) 子ども・子育て支援法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

要綱

第一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めること。

※ 関連法として五十五件を記す。

第2節 策定に係る法律

(1) 子ども・子育て支援法（再掲）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 次世代育成支援対策推進法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(3) 関係法律における児童の定義

| | 0歳 | 1歳 | 3歳 | 6歳 | 12歳 | 14歳 | 15歳 | 18歳 | 20歳 |
|-----------------------|-------------|--------|--------|-------------|-------------|-----------|-----|-----|-----|
| | | | | 小学校 就学始期 | 中学校 就学始期 | | | | |
| 児童福祉法(第4条) | ← 児 童 → | | | | | | | | |
| 母子保健法(第5条) | ← 乳児 → | ← 幼児 → | | ← 少年 → | | | | | |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法(第5条) | ← 児 童 → | | | | | | | | |
| 学校教育法(第23条、第39条、第80条) | | | ← 幼児 → | ← 学齢児童 → | ← 学齢生徒 → | ← 生徒・学生 → | | | |
| 少年法(第2条) | ← 少年 → | | | | | | | | |
| | ← 触法少年 → | | | | ← 犯罪少年 → | | | | |
| 刑法(第41条) | ← 刑事未成年者 → | | | | | | | | |
| 労働基準法(第56条) | ← 児 童 → 年少者 | | | | | | | | |
| 児童手当法(第3条) | ← 児 童 → | | | | | | | | |
| 児童扶養手当法(第3条) | ← 児 童 → | | | | | | | | |
| 民法(第3条) | ← 児 童 → | | | | | | | | |

長生村 第2期 子ども・子育て支援事業計画

発行年月 : 令和2年3月

発行・編集 : 長生村教育委員会 子ども教育課

所在地 : 〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷 1-77

電話 : 0475-32-2111 (代表)

ファクス : 0475-32-6802

E-mail : kodomo@vill.chosei.lg.jp

ホームページ : <https://www.vill.chosei.chiba.jp/>
